

定例校長会資料
(平成22年10月13日)

平成22年度(平成21年度分)

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の
管理及び執行の状況の点検及び評価報告書



平成22年8月

東久留米市教育委員会

目 次

	ページ
1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について	1
2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び 評価の実施方針	1
(1) 点検及び評価の目的	
(2) 点検及び評価の対象	
(3) 点検及び評価の実施方法	
3 東久留米市教育委員会の平成21年度活動概要	1
4 平成21年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針	2
教育目標	
○自ら学び、知を創造する人間	
○豊かな心と人間性を高めていく人間	
○たくましく成長する人間	
○粘り強く行動し、実現する人間	
基本方針	
●基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立	
●基本方針2 確かな学力の育成	
●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成	
●基本方針4 健やかな心と体の育成	
●基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進	
5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成21年度主要施策の点検及び評価	5
6 平成21年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの意見	37
(資 料)	
○東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検 及び評価の実施要綱	45
○平成21年度教育委員会における審議内容一覧	46
○平成21年度教育委員の活動概要一覧	49
○平成21年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と 事務事業の一覧	51

※原則、本文中の表記は最新「用字用語ブック第4版」(時事通信社)によっています。

1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

教育基本法の改正を踏まえ、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育における地方分権の推進を図るため「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、施行された。この改正において、新たに第27条に「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成20年度からすべての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられた。

2 東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針

(1) 点検及び評価の目的

- ①東久留米市教育委員会は、毎年、重点事業・新規事業について点検及び評価を行い、実態や取り組みの状況を明らかにすることにより、課題を把握し、教育行政の一層の推進を図る。
- ②点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、市民に公表することにより説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進する。

(2) 点検及び評価の対象

「平成21年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向」に基づく主要施策

(3) 点検及び評価の実施方法

- ①点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。
- ②主要施策の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- ③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。
- ④点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに市民に公表する。

3 東久留米市教育委員会の平成21年度活動概要

東久留米市教育委員会は、東久留米市長が東久留米市議会の同意を得て任命した5人の教育委員により組織される合議制の執行機関で、その権限に属する教育に関する事務を執行管理している。教育委員の任期は4年である。

また、教育委員会事務局の長として教育長が置かれ、教育委員のうちから教育長が選任されている。

教育委員会の会議は、原則として毎月定例会を開催し、必要に応じて緊急案件等を審議する

臨時会、議案の事前審議やその他研究協議を要するものを協議する協議会や視察等を行っている。平成21年度には定例会12回（20年度・19年度とも12回）、臨時会7回（20年度・19年度とも3回）、協議会2回（20年度3回・19年度2回）を開催し、合わせて議案42件（20年度56件・19年度29件）、報告事項105件（20年度79件・19年度42件）、協議事項1件（20年度8件・19年度4件）等について審議を行った（P46参照）。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく市長への予算要望をはじめ市立学校校長との懇談、学校公開日や各種行事への学校訪問、研究発表会への出席や他市教育委員との協議会への参加（P49参照）などの活動を行った。

東久留米市教育委員会は教育行政の基本となる「教育目標」とこれを達成するための「基本方針」、「施策の方向」を策定している。平成21年度には、安全な学校と信頼される教育の確立を目指し各学校が創意工夫を凝らして取り組む「特色ある学校づくり」、確かな学力育成のための学習指導の工夫・改善として「授業改善研究会」の充実や「理科支援員の配置」、健やかな心と体の育成のための「小学校体育副読本の給付」などの事業を継続して行い、教育施策の推進を図っている。

4 平成21年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針

【教育目標】

教育は、伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、生命と個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して行われなければなりません。

東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じ学び、支え合うことができる地域社会の実現を目指します。

そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識の下、すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、積極的に教育行政を推進していきます。

○自ら学び、知を創造する人間

学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を継承し創造できる人間を育てます。

そのため、幅広い知識と教養、技能を身に付けるとともに、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をする資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。

○豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にする心を持つとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

○たくましく成長する人間

人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。

そのため、生涯を通じて健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成します。

○粘り強く行動し、実現する人間

生涯を通じて常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心をもち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。

そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

【基本方針】

東久留米市教育委員会は、市の基本構想が掲げる「水と緑とふれあいのまち“東久留米”」と、それを実現するために示された「人を大切にするまちづくり」という基本理念の下、「教育目標」を達成するために、次の「基本方針」及び「主要施策の方向」（P 5 以降に掲載）に基づき、総合的に教育施策を推進します。

※「施策の方向」はP 5 1 の体系図参照

●基本方針 1 安全な学校と信頼される教育の確立

新たな改革が求められている 21 世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが不可欠です。

そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。

●基本方針 2 確かな学力の育成

主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。

そのために、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。

●基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進します。

●基本方針4 健やかな心と体の育成

すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体の健康について理解を深めることが求められます。

そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲・態度や、自発的な精神を育成する教育を推進します。

また、人々が生涯を通じて、健康に関心を持ち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む機会の充実を図ります。

●基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、教育の目的と生涯学習社会の確立を実現することが求められます。

そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなどの説明責任を果たし、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。

5 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成21年度主要施策の点検及び評価

点検・評価については「施策の取組状況」として事務事業を示し、主な項目ごとまたは関連項目ごとに課題・評価を記載しています（カッコ内は主な所管課）。

※教育目標・基本方針・施策の方向・事務事業等の体系については、P 5 1以降の「平成21年度東久留米市教育委員会教育目標・基本方針・施策の方向と事務事業の一覧」を参照。

基本方針 1

●基本方針 1 安全な学校と信頼される教育の確立

【主要施策の方向】

学校教育の充実に向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。

（施策の取組状況）

（指導室・学務課・総務課）

①学校経営の推進

事務事業：教職員の人事管理の推進（教職員給与事務）、教職員の健康の保持・増進（教職員旅費支払事務・教職員健康診断事業【法定】・教職員健康診断事業【法定外】）

◎学校経営の推進に当たっては、学校評議員を委嘱することにより、保護者や地域住民などの意見を幅広く聴取し、多面的な視野から学校運営を見直している。また、全校が学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を取り入れ、主体的な点検及び評価を重ねて、諸課題の改善を図るべく努力している。

②児童・生徒等の就学の推進

事務事業：児童・生徒等の就学の推進（小・中学校入学通知事務、小・中学校在籍者名簿管理事務、就学通知事務、指定学校変更事務）、経済的負担の軽減（就学援助事業、日本スポーツ振興センター保険加入事業【小・中学校】）

◎児童・生徒の就学には就学相談体制の整備に努め、入学時からの適正就学の推進を図っている。

《課題・評価》就学相談では、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞き取りながら、児童・生徒一人ひとりに応じた適正就学の判定ができることは評価できる。保護者から理解が得られなかった世帯で継続相談となった児童・生徒については経過観察を行う。

③信頼される教育の確立

事務事業：教育委員会会議開催事業、教育委員会報作成事業、教育委員会会議録作成事業、教育委員会交際事業、指導主事研修事業、学校間連絡事務、成績一覧表調査委員会事業【都指定】、教育長会参画事業、教育委員会連合会参画事業、教育関係団体負担金参画事業

◎教員一人ひとりが「分かる授業」「できる授業」「楽しい授業」を目指し、「安全」で「安心」な学校運営を行い、信頼される教育の確立を図っている。

《①～③全体の課題・評価》本市教育委員会教育目標と各学校の教育目標の具現化に向けて、学校経営方針の下、開かれた学校づくりを推進している。今後も、地域・保護者から信頼される学校・教育活動であるために、児童・生徒の学力向上を目指し、教員の資質向上・授業や学校行事の工夫改善に不断の努力が必要である。

そのためにも教育委員会・学校とも、市民をはじめ、地域・保護者等からの外部評価を真摯に受け止めていくことが求められる。

◎教育委員会定例会・臨時会・協議会を開催し、教育にかかる議案等を精力的に審議（協議）した（P 4 6 参照）。

《課題・評価》定例会は月 1 回の開催であるが、より丁寧な審議を行うため、議案以外にも多くの報告案件を取り上げた。さらに、重要案件については協議会を開催し、慎重審議に努めた。また、会議前後には必ず関連する話題の報告を受け意見交換を行う時間を設けるなど、情報交換に努めた。

◎教育委員は教育における見聞を広め、都県・他区市町村教育委員との情報交換の機会を持つため、東京都市教育長会等の会議（研修）に積極的に参加した（P 4 9 参照）。

また、市立学校の各種行事にも積極的に参加し、本市の教育現場の状況把握に努めた（P 5 0 参照）。

《課題・評価》前年度においては教育委員が各種会議（研修）や学校への行事出席で得た情報・知識等を教育委員相互で積極的に交換し、また、定例会等においては報告事項とするなど、情報共有に努めた。

◎教育委員会会議録、教育委員会だより及びホームページの作成により、広く本市の教育行政の周知に努めた。

《課題・評価》会議録については（非公開の会議・協議会を除く）、2 カ月以内にホームページで公開し、印刷製本できるように調製に努めている。また、ホームページを活用し、児童・生徒の各種大会への出場等の紹介など、タイムリーな記事の掲載に努めた。

【主要施策の方向】

子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実を図り、安全・安心な学校づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・総務課・指導室)

①子どもの安全確保の推進

事務事業：安全な通学の推進(学校通学路指定事務・交通擁護員活動事業)

◎子どもの安全確保については保護者や学校からの要望に基づき、8校の小学校及び保護者等から通学路に関する要望を受けた。

また、野火止地区の商業施設の開設に伴い、学務課独自で本村小学校区域の通学路点検を行った。田無警察署・施設管理課・PTA・学務課職員の合同による通学路点検を行い、道路状況の変化等により一部指定した通学路を変更したり、立看板の設置や道路標示を改めるなど、子どもの安全確保に配慮した。南沢五丁目旧第一勧銀グラウンド跡地への大型商業施設出店に対しては交通対策や青少年非行防止対策、隣接する第五小学校への対応等について、土地所有者及び出店事業者に要望書を提出した。

そのほか、小学校10校からは学校安全ボランティアの協力をいただき、子どもの登下校の安全確保をさらに強化した。

《課題・評価》保護者や学校からの要望に基づき、通学路の点検及び見直しを行うことにより、児童が安全に登下校することが可能になったことは評価できる。また、商業施設の開設に伴い、市の関係部局が事前に要望書を提出することは、早期に対応が可能になることから評価できる。学校安全ボランティアについては、学校においては登録がなかったり、人数に差があることなどの課題はあるものの、必要に応じて子どもの登下校の安全確保を強化できことから評価できる。

◎交通擁護員を引き続き必要な個所に配置して、子どもの登下校における安全確保の推進を図った。

《課題・評価》交通擁護員の配置は交通に関する安全確保だけでなく不審者対策も兼ねているため、交通・不審者対策両面から児童の安全を確保できることは評価できる。

②学校の安全管理の推進

事務事業：学校施設の整備の推進(東京都公立学校施設整備期成会参画事業、小・中学校改修・補修事業、小・中学校施設管理事業)

◎小学校施設の改修・補修事業としては第四小学校・第五小学校の防火シャッター危険防止装置設置、また、老朽化対策として南町小学校のプールろ過機交換及び槽内改修、小山小学校のガス管改修、第七小学校の消火栓配管改修、第六小学校ほか2校の職員室空調機取替、第六小学校ほか3校の教室FF式石油ストーブの更新などを行い、教育環境の整備・安全性を図った。

中学校施設については東中学校の防火シャッター危険防止装置設置及び図書室空調機設置、南中学校のプールろ過機交換・槽内改修及び非常階段塗装工事、東中学校・大門中学校の職員室空調機取替及び教室FF式石油ストーブの更新などを行い、教育環境の整備・安全性の向上を図った。

このほか、国の交付金を活用し、平成21年度補正予算において、老朽化が激しい第七小学校ガス管改修及び大門中学校ほか2校のPAS（高圧負荷開閉器）の設置工事費を措置した。繰越明許費により平成22年度の竣工を予定している。

《課題・評価》市の厳しい財政状況下であって、近年、多額の費用を要する学校施設の大規模改修については進んでいない状況にある。児童・生徒の安全確保に向け、22年度以降においても各施設の危険箇所等の日常的点検を実施するとともに、より一層、簡易修繕を行うなどの取り組みを強化し、事故等の未然防止に努める必要がある。

【主要施策の方向】

「東久留米市立学校再編成計画」及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要（基本プラン）」を踏まえ、教育条件の整備を推進します。また、東部地域の学校統廃合については、「学校再編成計画」及び「基本プラン」を基本としながら進めます。

さらに、学校の体育館補強工事及び耐震補強実施計画など、教育施設の整備に努めます。

（施策の取組状況）

（学校適正化等担当・総務課）

①機能的な学校づくりの推進

事務事業：学校の適正規模の推進（学校再編成事業）

◎本市における学校の適正規模の推進は「東久留米市立学校再編成計画」が目指すところの「どこに住んでいても、可能な限り等しく充実した教育条件の下で学ぶことができる権利を保障するために学校を配置する」との方針に基づき、「単学級・小規模校の解消」を最優先課題として取り組んでいる。

第八小学校は平成22年3月末をもって閉校した。閉校までの間は統合準備会を開催し、閉校までのさまざまな課題について解決を図った。移行受入後に転学する児童については新しい学校に早くなじめるよう、始業式における対応などについて、移行受入後の校長、保護者、教育委員会事務局が一体となって調整を図った。また、東部地域の第四小学校については、保護者代表との話し合い及び保護者説明会を実施し、「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」の策定作業に努めた。

《課題・評価》「東部地域の小学校再編成（第四小学校の閉校）に向けた実施計画」を策定するに当たっては、保護者代表との意見調整を重ねた。

②教育環境の整備の促進

事務事業：教育環境の整備の推進（小・中学校耐震補強事業、校庭芝生化事業、新学習指導要領に係る教材整備事業、ICT環境整備事業）

◎小・中学校施設の耐震化事業としては平成21年度に第一小学校の体育館改築工事、第三小学校の体育館耐震補強工事、Is値0.3未満の体育館(第二小学校・第七小学校・神宝小学校・南町小学校・本村小学校)の実施設計を行った。また、この5校の耐震補強工事費については平成21年度補正予算において措置し、繰越明許費を設定した。工事は平成22年11月末の竣工を予定している。また、未実施であった第四小学校・下里小学校の校舎棟及び体育館の耐震診断を実施した。この結果、第四小学校は校舎棟がIs値0.31、体育館がIs値0.19、下里小学校は校舎棟がIs値0.61、体育館がIs値0.18であった。この結果を受け、下里小学校の体育館については平成23年度の耐震補強工事に向け、平成22年度に実施設計を行うこととした。

《課題・評価》小・中学校の校舎棟の耐震化は第四小学校・下里小学校を除き、全て完了している。しかし、災害時に防災拠点ともなる体育館の耐震化は繰越明許により予算措置するなど、重点施策として位置づけて積極的に推進しているものの、Is値0.7未満の10校の体育館耐震化も残存しており、完了には至っていない。しかし、地震防災対策特別措置法によりIs値0.3未満の校舎・体育館については、平成22年度までに完了が求められている中で、最優先課題として国の交付金を活用するなど、実施に向けた取り組みを進めてきた結果、下里小学校を除き、当初の目標(計画)が達成できる見通しである。また、平成22年度予算にはIs値0.7未満の体育館10校のうち5校の耐震設計を盛り込むなど、着実に実施に向けての耐震化事業推進に努めている。今後は、市の財政状況を考慮する必要があるが財源確保にも努力し、平成24年度完了を目途に事業を進めていく。

◎地球温暖化対策の一環として、平成20年度には第六小学校において校庭の芝生化整備(1,152平米)を行った。平成21年度から児童に開放し、授業や休み時間等で利用されている。また、ボランティアによる維持管理も行われており、教育環境の充実が図られている。この経験を踏まえ、平成22年度は小山小学校の校庭芝生化に着手する予定である。整備箇所・面積等については学校等と協議を進めており、合わせて校舎の壁面緑化も検討している。スケジュールとしては平成22年度に設計、平成23年度に工事の予定である。

◎新学習指導要領に伴う教材の整備については、平成21年度は国の交付金を活用し、小・中学校の理科備品を購入し一定の整備を行った。平成22年度においても理科消耗品類や算数・数学・体育等の教材整備を進めていく必要があるため、各学校への配当予算を増額した。

◎ICT環境の整備については、平成21年度に国の交付金を活用し、校内LANの敷設、校務用パソコンの購入及び設置、デジタルテレビの購入及び設置を小・中学校全校で実施した。このことにより、各学校においてはソフト面における環境整備の充実を図ることができた。

《課題・評価》現下の情報化社会はパソコン等の普及により、目まぐるしい変化の様相を呈している。これらの設置導入に関しては一定の成果と言えるが、今後の積極的活用とこれらの機器の将来的な活用に向けた取り組みの検討も必要である。

【主要施策の方向】

子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①特色ある学校づくりの推進

事務事業：特色ある学校づくり推進事業、学校PRポスター事業

- ◎全小・中学校が年度当初に特色ある学校づくりの計画を立て、「東久留米市立小中学校特色ある学校づくり推進事業補助金交付要綱」に基づいて計画書を作成し、推進を図った。学校では1学期から子どもたちの実態を把握し、保護者や地域の協力の下に取り組んでいる。

《課題・評価》特色ある学校づくりは保護者や地域の協力の下に、具体的に児童・生徒の活動の充実を図りながら、積極的に取り組んでいる。また、学校だよりやホームページ等でも随時紹介するなど、広報活動にも力を入れている。指導室では8月に「スクールフェスタ・イン・東久留米」を開催し、広く市民に周知を図る機会を設けている。

【主要施策の方向】

学校の自立的改革を進めるために、校長の指揮の下、学校で「週の指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実に行之、教育課程の適正な編成・実施を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教育課程の適正な運営

事務事業：学校運営事業【指導】、小・中学校移動教室事業、教科書採択事業

- ◎「週の指導計画」は小・中学校合わせて100%の提出状況であり、校長の指揮の下、教育活動を計画的に実施している。学校評価についても教職員による内部評価、保護者や地域関係者による関係者評価を全校が実施し、保護者・地域の期待に応える努力をしている。

《課題・評価》「週の指導計画」の提出は定着しており、教育課程の適正な実施は進められている。学校評価については関係者評価を中心に数値を公表し、肯定的な数値の割合が少ない項目については改善策についても示している。例えば、「分かりやすい授業づくり」の場合、その手立てを指導案に明記し、参観した教員相互で評価して成果を共有するとともに、課題を次期以降の授業で解決するよう図っている。さらに保護者には保護者会や学校だよりで、地域関係者には学校評議員会などで説明するなど努力している。

【主要施策の方向】

教員の意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①年間指導計画の公表

◎年間指導計画や評価計画及び評価規準等は教育課程の届け出とともに各学校から提出を受け、さらには各学校のホームページや年度当初の保護者会・学校だより等でも、授業改善推進プランとともに公表に努めている。

《課題・評価》年間指導計画や評価計画及び評価規準等については、全小・中学校で年度当初に示された。授業改善推進プランは国や東京都・市による学力・学習状況等に関する調査の結果を踏まえて毎年夏までに見直しを行い、10月以降、全小・中学校のホームページに掲載している。

②授業公開・校内研究会の充実

事務事業：東久留米市教育研究奨励事業

◎授業公開は各学校において各学期に1日以上開催し、行事の公開とともに計画的に実施している。また、11月7日（土）は東久留米市立の小・中学校一斉公開日として、市内の幼稚園及び保育園等未就学児の保護者や市民に広く呼びかけ、延べ1万人以上に公開した。授業公開は校内研究会が年間を通して小学校で6回以上、中学校では4回以上開催し、研究授業も主に若手教員の育成を目的として、各校5回程度実施している。

《課題・評価》各学期における授業や行事の公開は定着してきている。11月7日（土）の小・中学校一斉公開日は保護者以外の市民等の来校者もあり、盛況であった。中学校においては、授業以外の合唱祭等の学校行事が公開内容になっていたため、保護者から時間の制約があるなどの指摘があった。そのため平成22年度には、本来の目的である“学校の授業公開”とすることになっている。

【主要施策の方向】

教員の授業改善及び指導力の向上を進めるため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、教員の資質・能力の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教職員の研修の充実

事務事業：教員研修事業【校内・校外】、教員指導力向上事業、教職員研修活動事業【都指定】、コンピュータ研修事業、生活・進路指導事業、コアサイエンスティーチャー事業

◎指導室事業として初任者研修をセンター研修15回と宿泊研修（2泊3日）、2・3年次研

- 修（年間4回）、4年次授業研究（年間3回）、10年経験者研修（年間6日程）を、主に教育センターと学校において実施した。これらの研修は本市の教員の約4分の1に当たる約100名の若手・中堅教員が対象であり、該当するすべての対象職員が受けなければならない悉皆研修として授業改善・工夫と教員の資質向上を目指した内容の研修を中心に行った。
- ◎教務、生活指導、進路指導の各主任会や主幹会等の職層による研修、食育や情報等の今日の教育課題に対応した研修会も4～10回開催した。
- ◎夏季休業期間中（5日間程度）には、教科指導の技量アップや児童・生徒理解を進めるための講座や実技研修等も開催し、延べ352名が参加した（20年度308名、19年度170名）。
- 《①全体の課題・評価》研修の機会是指導室年間計画で示し、各学校とも該当者全員が参加できるように努力している。そのため、法令で定められた研修（初任者研修や10年経験者研修等）は忌引き休暇等の特別な事情がある者以外は全員が修了し、その他の研修についても毎回該当者のほとんどが参加している。夏季休業期間中の研修は児童・生徒のサマースクールや東京都教育委員会主催の研修等との日程の重複などが課題であるが、東京都の研修決定後に本市が2次募集を行うことで、研修を希望する教員の研修機会をできる限り確保している。

【主要施策の方向】

学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。

（施策の取組状況）

（指導室）

①学校教育の公開・説明の推進

事務事業：教育要覧作成事業

- ◎全小・中学校はホームページや学校だよりにより、教育目標、学習内容及び授業のねらいや授業改善推進プラン、さらには教育活動等の事前の周知をして、学校教育の公開と説明を行っている。また、学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を積極的に受け、改善に努めている。
- ◎平成21年度は中学校における生徒による評価は20年度同様2校にとどまったが、教員相互の授業評価を行う学校が増加した。また、評価を受ける回数を年間5回以上実施している学校もあり、年度内に改善を図る努力をした（20年度：年間5回以上、19年度：年間1～2回）。
- 《①全体の課題・評価》学校教育の公開と説明は積極的に全小・中学校で行われているが、その回数や周知方法等については、学校の実情によって異なっている。また、教務主任会において学校評価の内容や評価のサイクル等を検討し、各校の取り組みの参考とした。

②開かれた学校づくりの推進

◎教育活動の公開と説明に努めることと合わせて、地域の教育的な資源（人材及び地域の施設や自然環境等）を生かして教育活動に導入するなど、各校が実態に応じて工夫している。例えば、琴や三味線・和太鼓の指導を地域の方に支援してもらったり、地域に伝承されているお囃子の指導を地元の保存会から受けるなど、特色ある教育活動と合わせて、開かれた学校づくりを推進している。

《課題・評価》小学校では、「総合的な学習の時間」やさまざまな体験学習に、地域人材をゲストティーチャーとして招くことが定着している。中学校については学習内容や学習進度の関係から、地域人材の活用は小学校に比べると少ない。生徒の活動としては市内の社会福祉施設等での介護支援ボランティアを実施したり、地域の祭りが開催された翌日の片付けに参加したりするなど、地域貢献活動が盛んである。

【主要施策の方向】

障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。

（施策の取組状況）

（指導室・学務課）

①特別支援学級の充実

事務事業：特別支援教育事業、特別支援学級校外学習事業、特別支援学級通学バス運行事業、特別支援学級宿泊学習事業

◎特別支援学級については、引き続き、固定学級を小・中学校に開設し、第三小学校に4学級30名、第七小学校に3学級24名、神宝小学校に3学級17名、東中学校に1学級1名、中央中学校に3学級20名の児童・生徒が在籍した。通級指導学級では、第七小学校に4学級31名、東中学校に1学級6名の児童・生徒が通級した。

《課題・評価》特別支援学級は在籍する児童・生徒数に差があることや、固定・通級指導学級とも児童・生徒数や学級数が限界に達していることから、新たに特別支援学級（固定・通級）を開設するという課題は残るものの、障害のある児童・生徒に適切な教育を行い、自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援していくことは評価できる。

②特別支援教育の推進

事務事業：特別支援対象児就学事業、就学指導委員研修事業

◎小・中学校に在籍する児童・生徒の障害に応じて適切な支援を行うため、就学支援委員会には特別支援学級設置校の校長をはじめ、副校長会代表、特別支援・通常学級の教諭及び養護教諭、近隣特別支援学校の教諭・医師等を交えて、教育的対応の充実を図った。関係諸機関と密接な連携を図り、教育学・医学・心理学等の専門家の意見を聞いた上で、特別支援教育

を円滑に進める体制の整備を推進した。

《課題・評価》就学支援委員に専門家を入れることで、適正就学の判定材料になることなど体制の整備が確立したことは評価できる。

【主要施策の方向】

子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐくむとともに、ガイダンスの機能を高めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①キャリア教育の充実

◎勤労の尊さや創造することの喜びを体得させることは望ましい勤労観や職業観をはぐくむとの認識に立ち、3日間以上の中学校の職場体験を推進している(20年度:3日間以上、19年度:1~2日間)。

《課題・評価》キャリア教育の重要性については各学校とも認識しており、職場訪問や体験等の機会は教育課程に位置付けている。受入側の事情もあり、実施期間が重複しないよう学校間の調整や、新たな体験先を開拓していく必要がある。

【主要施策の方向】

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けることができるよう、家庭、幼稚園、保育園と小学校以降の教育との連携を強化し、小学校への円滑な連携に努めます。

(施策の取組状況)

(学務課)

①就学前の機関との連携

事務事業:就学支援シート活用事業、幼稚園保育料徴収事務

◎保育園や幼稚園等に通っている幼児が、小学校での生活を楽しくスムーズにスタートできるよう、生活の様子等を小学校に引き継ぐため、「就学支援シート」を作成した。

◎平成20年度で公立幼稚園は閉園したが、当時の幼稚園児の保護者に対し電話及び郵送による保育料の督促事務を行った。

《課題・評価》就学支援シートを活用することは、保育園・幼稚園等での様子を学校へ伝えられることから評価できる。しかし、就学支援シートは任意のため、学校に対象者全員の情報提供ができないという課題が残る。

【主要施策の方向】

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや、学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。

(施策の取組状況)

(学務課)

①学校間の連携の推進

◎学校間の連携については、小学校から中学校への円滑な移行を図るため、小・中連絡会の分科会を中学校区ごとに組織して小・中交流会を実施したり、夏休みにサマースクールを開催するなど、小・中連携を図っている。また、特別支援学級との連携では、市内在住で都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が市内の公立小・中学校に副次的に籍を置く副籍制度を設け、地域の小・中学校行事における交流、学習活動への参加など、居住する地域とのつながりの維持・継続を図った。

《課題・評価》居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解が進み、「豊かな心の育成」につながっていくことが期待される。

【主要施策の方向】

学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については、東久留米市個人情報保護条例及び東久留米市情報公開条例に基づいて適正に取り扱います。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学校情報の公開

◎ホームページによる公開は全校で行っている。教育目標・教育活動の紹介・授業改善推進プラン・学校への交通案内等については、全校で掲載している。学校だよりや教員の研究活動等が半数以上の学校で掲載されている。また、ホームページに個人情報の保護をうたったり、インターネット運用を明記したりするなどの学校が11校ある(20年度11校、19年度10校)。なお、写真掲載には児童・生徒が特定されないよう画像処理をするなどの配慮を図っている。

◎学校では情報モラル・セキュリティ担当者を決め、校内研修において情報モラルの意識向上を図るために、表現に対する人権感覚を高めたり、個人情報の扱い方についても共通理解を図るなど適切な対応に努めている。

《①全体の課題・評価》各小・中学校で、工夫を凝らしたホームページによる公開が行われている。また、児童・生徒の個人情報の扱いについては、適正な管理・運営に努めている。特に、個人情報等の漏洩防止のために研修や情報提供を行い、常に注意喚起に努めている。

基本方針 2

●基本方針 2 確かな学力の育成

【主要施策の方向】

わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①学習指導の工夫・改善の推進

◎国及び東京都による学力調査、さらに本市独自でも学力に関する調査を実施し、児童・生徒の各校の実態に合った授業改善推進プランを立てて、学習指導の工夫・改善を推進している。小学校では教科等で育成したい能力を明確にして年間の研究テーマを設定し、低・中・高学年の分科会等を設けて研究授業を行い、「分かる授業」「できる授業」を目指して校内研修に取り組んでいる。

中学校では教科の枠を超えて、授業を教員相互に公開し、授業力向上に取り組む校内研修を進めている。

《課題・評価》小学校においては指導の工夫・改善のための研修には研究授業と協議を行い、さらに専門性の高い教育関係者を講師に招き、指導・助言を受けることが定着しており、若手教員の指導力向上が図られている。中学校においては校内に同一教科の教員が少なく、校内研修では教科の指導法の研修が課題である。そのため、年5回実施される教科別の授業改善研究会の取り組みが指導力向上のための貴重な機会となっている。市教育委員会としては教科別の授業研究や若手教員の授業力向上の研修の充実を図っていると同時に、毎年、東京教師道場の部員及び助言者へ市内の教員を積極的に推薦している。

【主要施策の方向】

学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成や教科の選択幅の拡大を進めるなど、きめ細やかな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①子どもの特性に応じた多様な教育の推進

事務事業：日本語学習講座事業

◎国及び東京都による学力調査においては教科の学力に関する調査のほか、学習意欲や学習方法、学習環境及び生活の諸側面に関する調査が実施され、その結果等を踏まえ改善を図るよう努力している。例えば、校内漢字・計算検定を独自で実施したり、各種検定に積極的に取り組ませたりする学校だけではなく、学力を支える生活リズムの定着を図る活動や、学力の土台となる体力を向上させる取り組みを推進している学校もある。

②少人数学習の推進

事務事業：学校教育サポート（生活指導員）事業

- ◎少人数学習集団による授業は、習熟度別学習による授業とティームティーチング※（TT）授業と合わせると、全小・中学校で実施している。特に、小学校では算数、中学校では英語と数学で多く実施されている。

※ティームティーチング（team teaching）…複数の教師による協力的指導のこと。

③多様な教育の推進

事務事業：音楽鑑賞教室事業、連合音楽会事業、学力向上支援事業、社会科副読本作成事業、理科支援員等配置事業、副読本等に関する事業、連合作品展事業

- ◎多様な教育への取り組みとして、国際理解教育や環境教育などの今日的な教育課題へ独自性をもって取り組むほか、基礎・基本の定着を図るために各校の実情に合わせて、漢字や計算等に学校独自で校内検定や校内体制をとって学習計画を立てて取り組んでいる。

《①～③全体の課題・評価》学力向上を図るための調査結果や児童・生徒の学習状況等を踏まえ、学校ごとに学習意欲の向上や学力向上のための工夫を図っている。特に読書活動は、小学校では16校が朝学習に取り入れている（20年度12校、19年度13校）。少人数学習集団による授業は、「算数ルーム」「少人数教室」などの名称を付けて実施している小学校が11校あり、教室の学習環境を整備したり、既習学習内容を掲示したりして、意欲的に取り組んでいる。

【主要施策の方向】

世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALT（外国人による英語補助指導員）や地域の人材の協力を得て英語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。

（施策の取組状況）

（指導室）

①伝統と文化の理解の推進

- ◎国際理解教育において異文化理解に努めるとともに、自国の伝統と文化の理解を図る活動も進めている。例えば、小学校では6年生全員が和楽器の演奏ができるようになる機会を通して、日本の伝統・文化を体験し学んでいたりと、地域から指導者を招いて「竹とんぼ」を全校児童で作製段階から学び、学校行事に位置付けて学校の伝統行事としても長年取り組んでいるところもある。中学校では総合的な学習の時間等の中で、国際理解教育の推進を図るとともに、音楽では箏や三味線を中心に和楽器を学び、日本の伝統・文化について体験を通して理解を深めている。

《課題・評価》伝統と文化の理解のための活動としては、音楽、社会及び総合的な学習の時間などで進めているが、学習指導要領の改訂を受け、日本の伝統・文化についての学習をさらに推進していく。

②英語教育等の推進

事務事業：外国人による英語教育事業、小学校英語活動事業

◎小学校においては、小学校1年生から英語活動に英語活動支援講師を活用して全校で実施し、1学級当たり8時間実施している。中学校においては、1学級当たり10時間を外国語補助指導員（ALT）の活用を生かして英語教育の充実を図っている。

《課題・評価》小学校では英語活動支援講師の活用は十分に図られているが、担任の指導力には課題が残る。中学校では英語科教員の研修が充実しており、ネイティブスピーカーとしての外国語補助指導員の活用は十分に図られている。指導員の技量に格差がある点は、小・中学校共通の課題である。

【主要施策の方向】

子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。

（施策の取組状況）

（指導室）

①学校と家庭の協働の推進

◎家庭学習の習慣化を図るために、授業では課題（宿題）の出し方の工夫に努め、学校だよりや保護者会等での家庭学習の重要性を訴えるなど啓発にも努めている。

◎国及び東京都による学力調査、さらに本市独自でも実施している学力調査の結果を児童・生徒一人一人に返却し、本人及び家庭に学習の成果を確かめてもらうとともに、学習習慣の調査結果も合わせて周知している。このことによって、家庭学習の見直しや推進を図っている。

《課題・評価》各学校では学習習慣の定着に向けて、授業における学習規律を徹底させる取り組みのほか、個別指導にも努めている。家庭学習を含め、学習習慣の定着は学習内容の指導のあり方や学習意欲・関心とのかかわりが大きい。今後も、学校が「分かる授業」「できる授業」「楽しい授業」を目指し、家庭への協力を働きかけていくことが必要である。

【主要施策の方向】

総合的な学習の時間の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において総合的な学習の時間の授業の教育効果の向上に努めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①総合的な学習の充実

◎学校からは教育課程の届け出の際に、総合的な学習の時間の年間指導計画（全体計画）の提出を受けて、各学校の児童・生徒の実態や地域の実情に合った意図的な学習になるよう求めている。さらに、次年度へ成果と課題が反映されるよう実施報告も求め、必要に応じて指導助言に努めている。

《課題・評価》総合的な学習の時間における取り組みの内容は、年々各学校が継続して取り組む教育活動になっているものも多い。しかし、取り組む内容が多く時間数が足りなくなっている現状がある。そのため、活動を重視するのではなく、活動を通じて思考力・判断力・表現力等の能力が身に付く学習となるよう指導・助言をしている。

【主要施策の方向】

情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的課題に対し、規範意識の向上を図るため、情報モラル教育などを充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①情報教育の充実

事務事業：教育活動支援事業

◎情報教育支援員を2名配置し、コンピュータを活用する授業のアシストや情報モラル・セキュリティに関する啓発や研修に当たっている。特に、情報モラルに関しては小・中学校とも、児童・生徒の情報モラルの意識の向上には学校だけでなく、家庭まで含めた児童・生徒の生活環境すべてにわたっての理解・協力が不可欠であることから、教員研修とともに保護者への啓発に努めている。

◎児童・生徒の携帯電話の保有率やサイト等を含めたトラブルについて、平成19年度の調査を拡大し、平成21年度は小学校5・6年生及び中学校1・2年生とその指導者である教員を対象に実態調査を行った（平成20年度も実施）。

《課題・評価》情報教育支援員によるコンピュータ活用授業のアシストは、コンピュータを活用できる教員が増えたことで減りつつあるが、情報モラル・セキュリティに関する教員や保護者向けの啓発や研修の講師としての活用が増えている。携帯電話等の「サイト」や「ネット」での誹謗中傷による「いじめ」が新たな社会問題となっているため、情報モラル・セキュリティ担当者会を平成19年度から立ち上げた。平成19年度の調査結果からトラブル

に巻き込まれている児童・生徒が本市でも存在していることが判明したため、平成20年度は特に携帯電話等のトラブルに対する指導や保護者への啓発の在り方等を検討した。

【主要施策の方向】

児童・生徒に進んで読書を行う態度をはぐくむため、「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努めます。

(施策の取組状況)

(図書館・指導室)

①子ども読書活動推進計画の推進

◎計画にある学校図書館の整備と、学校全体で取り組む読書活動に取り組んだ。図書館では、各図書館および学校図書館支援センターにおいて、児童・生徒の読書活動の支援、学校等への情報提供、学校図書館整備支援、学校や児童関係施設への団体貸し出し、ボランティアの育成等、読書推進と読書環境整備の事業を行った。

《課題・評価》学校図書館の整備は前進したが、蔵書管理システムの導入、学校司書配置の検討は進んでいない。学校、指導室、図書館の連携をさらに進め、子ども読書活動推進の体制を整える必要がある。保護者や市民によるボランティア活動も活発であり、これらを支援し、学校・地域が協力して読書活動の推進を図りたい。

基本方針 3

●基本方針 3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

【主要施策の方向】

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権教育を推進します。

(1) 人権施策推進指針に示された女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・アイヌの人々・外国人・H I V感染者等・犯罪被害者やその家族・その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ、さまざまな人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。

(2) 相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。

(施策の取組状況)

(指導室)

①人権教育の推進

◎校長会・副校長会をはじめ初任者研修会等、職層に応じて幅広く人権感覚を高める研修を実施した。また、人権教育推進委員会を年5回行い、各校の人権意識を啓発するリーダー研修も行った(20年度:5回・19年度:2回)。

◎毎年11月を人権尊重推進月間として、指導室主催の人権教育研修会を2回実施している。平成21年度は11月12日(木)に生活指導主任等を対象に、11月25日(水)は管理職を対象に、東京都福祉局職員による、人権課題「H I V感染者等」の正しい理解について講演を行った。(参加者数延べ:21年度48名、20年度・19年度とも47名)

◎児童・生徒の人権感覚を高めるために、児童・生徒の人権「標語」「ポスター」「作文」の募集を毎年行っている。平成21年度は小・中学校全22校からの応募があり、作品応募総数は3,596点であった(20年度:22校・3545点、19年度:22校・3530点)。優秀作品を顕彰する意義を込めて、表彰式「市民のつどい」を12月6日(土)に開催した。《課題・評価》人権教育を推進するために、先ず、教員に人権感覚を高めさせ、人権についての知識を身に付けさせるとともに、身の回りにあるさまざまな差別の解消を図らなければならない。そのために、人権尊重推進月間では、人権課題「犯罪被害者とその家族」について取り上げ、人権課題に対する新たな視野を広げた。

また、児童・生徒の人権感覚を高めるための作品審査に教員をかかわらせた。これにより相手のさまざまな立場で考えられる教員の人権感覚が高まった。今後は、学校訪問の際に見聞する教員の発言・掲示物・行動に対して、指導室として人権感覚が高まる指導・助言を繰り返し実践していく必要がある。

【主要施策の方向】

子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校、家庭及び地域の連携を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①豊かな人間性の育成

事務事業：人権尊重教育事業、人権尊重教育推進校事業

◎人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校・家庭及び地域の連携を図るために、道徳授業地区公開講座をはじめ、学校一斉公開日や学習発表会などの学校行事を公開して、児童・生徒の道徳授業や学習成果・表現活動を発表する機会を設けている。

《課題・評価》学習発表会など年間に数回行われる学校行事の公開には、保護者や地域の方が積極的に参加している。特に、11月7日（土）に全小・中学校で実施された学校一斉公開日には、延べ1万人以上の市民が学校を訪問し、授業を参観した。また、小学校の学習発表会や中学校の合唱コンクールなどは、児童・生徒自らが高め合い、集団意識の醸成につながっている。

【主要施策の方向】

社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動等のさまざまな体験活動の充実を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①体験活動の充実

◎地域・関係機関などの協力を得て、中学1年生で職場訪問、中学2年生では職場体験を全校で実施している。また、中学校6校では地域清掃活動・美化活動を年間1回から2回実施している（20年度・19年度とも6校）。さらに、毎年、地域の祭りの翌日の片付けと清掃に参加し、地域を構成する一員としての自覚を持たせるための活動をしている学校もある。

◎社会福祉協議会主催の夏ボランティアにも多くの児童・生徒が参加している。

《①全体の課題・評価》体験活動は職場体験のほか、福祉体験や地域貢献の活動が中心になっている。社会福祉協議会主催の夏ボランティアには初任者教諭の参加もあり、学校の夏季休業中の活動として定着している。

【主要施策の方向】

東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、東久留米市教育センターの人材の有効活用を図ります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①教育センター事業の効果的展開

事務事業：教育センター維持管理事業、教育センター備品整備事業

- ◎教育相談の回数は月平均200回を超え、この10年間、年延べ3,000回以上の相談を受けている。不登校の児童・生徒が入室している学習適応教室は中学生21名が通い（20年度27名、19年度26名）、3年生9名は全員が進路決定した（20年度14名、19年度10）。また、1・2年生も7名が学校復帰することができた（20年度5名、19年度7名）。
- ◎教職員等の研修で教育センター研修室を活用した年間回数は495回であり、66の研修会等で活用した（20年度：341回・63の研修、19年度：269回・49の研修）。
- ◎学校教育活動の支援として、情報教育支援員の派遣、箏・三味線の和楽器の貸し出し、人権学習や教科のビデオ教材の貸し出し等を年間通して実施した。
- ◎新たに平成20年度から研究室を発展解消し、学校支援室を設置した。また、10月からスクールソーシャルワーカー3名を学校支援室に配属し、活動を開始した（20年度：2名）。
《①全体の課題・評価》相談室は12名の相談員により、相談（来室と電話）業務及び各種検査等に対応している。相談件数が3,000回を超えることから、負担は大きい。学習適応教室は5名の指導員で対応しているが個別指導が中心のため、指導員のほか学生ボランティアを活用している。学校復帰率は上級学校への進学を含め、高く評価できる。さらに、教育センターでは研修会場・教材の貸し出しのほか、連合行事等の準備等を行っており、今後とも、学校支援の要としての今日的な教育課題に対応できる教育センターとしての充実を図る。

②教育センターの人材の有効活用

- ◎若手教員の増加が顕著になっている学校では、教員の資質向上や授業力の向上に取り組むことが重要である。多様化する児童・生徒に対して、学校は研修を行うことによって、児童・生徒の理解に努めている。教育センターでは教育アドバイザーを初任者教員の指導や小学校1年生の学級に対し要請のある学校に訪問させ、校内体制づくりに助言や支援を行った。
- ◎情報教育支援員の派遣はコンピュータ活用授業の支援のほか、情報モラルに関する研修の講師として、保護者・地域関係者の会合にも招かれた。
《②全体の課題・評価》初任教員の増加や配慮を必要とする児童・生徒が増える中で、教育アドバイザー等による学校での授業観察や指導・助言は重要視されるものとする。また、情報モラル・セキュリティ等の問題は、解決しなくてはならない技術的な面や相談する関係機関との連携強化が必要となってくる。情報教育支援員やスクールソーシャルワーカー等の専門性に優れた人材の確保は喫緊の課題である。新たに設置した学校支援室の拡充を図り、多様化する今日的な教育課題に対応できる教育センターにする必要がある。

基本方針 4

●基本方針 4 健やかな心と体の育成

【主要施策の方向】

子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。

(1) 学校における道德教育を推進するため、全教育活動を通じて道德性を高めるとともに、道德の授業の充実を目指します。

(2) 道德授業地区公開講座などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。

(施策の取組状況)

(指導室)

①道德教育の推進

◎各学校では道德教育の全体計画・年間指導計画に則って、学習指導要領に示されている年間授業時数 35 時間を超える道德授業を実施し、規範意識や豊かな心の育成を図っている。

◎道德授業の時間数を確保するという課題から、内容の充実を課題とするように転換を図っていくため、教育課題研修において「道德」を取り上げ、効果的な展開や児童・生徒の心情を育てる授業づくりについて研修会を開催した。

②心の育成の推進

◎学校では道德授業を中心に規範意識の育成を、また、学級活動では集団の一員としての望ましい態度の育成を、さらに、学習発表会や合唱祭等の行事を中心に表現活動の充実を図りながら、児童・生徒の心の育成を推進してきた。

◎道德授業地区公開講座を小・中学校全校で実施し、道德授業の参観と地域・保護者と教員による「心の教育」について意見交換等を実施し、地域の大人への「心の教育」のあり方や重要性についての啓発を行っている。

《①～②全体の課題・評価》道德教育の要としての道德の授業は、全小・中学校で年間指導計画に沿って時数が確保され、適正な実施が図られた。また、校内研修や授業改善研究会、初任者研修等でも道德授業の指導法の研修が進められ、充実が図られていた。しかし、道德授業地区公開講座の意見交換会や講演会への保護者の参加が少ない実態がある。そのため、休日である土曜・日曜日の開催や授業参観を 1・2・4 校時に実施し、3 校時目を意見交換会に設定するなど、運営の工夫をしている学校がある。

【主要施策の方向】

学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、市民の健康・体力づくり・食育を推進します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室・生涯学習課)

①子どもたちの体育・健康教育の充実

事務事業：児童・生徒等の健康の保持・増進(小・中学校定期健康診断事業、口腔衛生指導事業、小・中学校環境衛生管理事業、学校医等設置事業【小・中学校】、学校医等各種研究会事業、就学時健康診断事業、体力向上支援事業)、スポーツ教育推進校事業

◎健康教育については、「学校給食」の分野では各学校の給食主任・栄養士による「学校給食部会」を年3回開催した。部会では学校公開日に給食試食会を実施して、正しい食習慣を身につけるための健康教育に関する情報交換を行った。

《課題・評価》各学校で「食に関する年間指導計画」の資料とするために、部会で話し合われた内容を活用している。

◎スポーツ事業としては少年少女駅伝大会に449人(20年度446人、19年度348人)、はるな梅マラソンへの選手派遣25人(20年度36人、19年度30人)、自然体験教室(46人・3泊)、スポーツ少年団体力テスト569人(20年度490人)などを行った。

◎小学校5・6年生、中学校1年生を対象に体力調査を実施した。その結果から、学校全体及び子どもたち一人一人に、体力向上の必要性和自己の体力の優れている点や不足している点を示すことができた。また、同時期に行う生活習慣に関するアンケートの結果からも、運動の傾向や運動を含めた生活習慣の改善策を情報提供している。

《課題・評価》本市の子どもの体力テストの結果から、得点の高い子どもと低い子どもに二極化する傾向が見られる。クラブなどで運動をしている子どもほど得点が高いため、今後は、各地域における子どものスポーツ活動の充実に向けた取り組みを促す施策に力を入れる必要がある。

②市民の健康・体力づくりの推進

◎スポーツ事業として、ファミリースポーツフェスティバル※1,234人(20年度2,124人、19年度1,806人)、ニュースポーツデー※12回・延べ906人(20年度:12回・931人、19年度:12回・713人)、市民体力テスト28人(20年度20人)、つなひき大会※524人(20年度670人、19年度540人)などを行った。

※は大人も子どもも参加できる種目

《課題・評価》市主催のスポーツ事業の企画・運営は、体育協会・体育指導委員・学校関係者などが連携して推進している。特に、ファミリースポーツフェスティバルやつなひき大会などの参加者数が多い事業は、体育協会及び体育指導委員が中心となって活動し、運営は安定している。今年度も市民に自己の体力の現状を認識してもらい、日常的にスポーツに取り組んでもらえるよう市民体力テストを実施したが、参加者が少ないのが課題である。

【主要施策の方向】

いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。

(1) 「いじめ0（ゼロ）」「不登校0（ゼロ）」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。

(2) 課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー一等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。

(施策の取組状況)

(指導室)

①いじめと不登校の対応の充実

事務事業：教育相談事業、不登校対策事業、全国適応指導教室連絡協議会参画事業、教育相談員報酬（事業）、スクールソーシャルワーカー活用事業

◎生活指導主任会やさまざまな教員研修会において、「いじめは絶対に許さない」との認識に立ち、早期発見・早期解決・未然防止の啓発を年間通じて行っている。さらに、スクールカウンセラー連絡会を年2回開催し、指導室・教育相談室と学校と連携している。

◎不登校の児童・生徒には学習適応教室での個別の対応とともに、学校に登校できるが教室に入れない児童・生徒には学習支援に当たれる学生等の学校への派遣を実施した。さらに、学期ごとに、不登校児童・生徒の一人一人の状況を学校とともに指導室において把握し、かわり方等の指導・助言に努めている。

◎文部科学省のスクールソーシャルワーカー活用事業を受け、昨年10月から活動を開始した。今までの学校がかかわりづらかった福祉や医療等について精通した新たな職を設けることで、課題のある家庭や子どもたちをより支援できる体制が整った。

②非行などの課題への対応の充実

◎非行防止や健全育成に向けての迅速な対応を図るため、月1回の生活指導主任会において、非行防止や安全対策に関する国や東京都からの方針等の情報提供を速やかに行うことに努めた。また、児童相談所や警察署との連携強化のため、主任会への参加を要請し、学校との連携の機会を増やした。さらに、本市の教育相談員やスクールソーシャルワーカーにも同席を求めている。

《①～②全体の課題・評価》いじめと不登校等に対する対応については学校では個々の状況を把握し、必要に応じて校内委員会やケース検討会を開催するなど、具体的な対応に努めている。同時に、学習適応教室及びスクールソーシャルワーカー等と相談機関との連携を取りながら、個々の児童・生徒や保護者の意向等を十分に尊重し、学校復帰・進路選択ができるよう努めている。

また、3学期には「個別適応計画書」を全校で作成し、課題のある児童・生徒の情報や指導方法についての情報を共有し、より効果的な手立てが継続して取れるよう試行している。非行防止や健全育成に向けては、日ごろからさまざまな連絡会等を通して、子ども家庭支援センター、児童相談所や警察署等との連携強化を図っており、具体的な対応は迅速に行われ

ている。近年大きな問題となっている携帯サイトやネット等での誹謗・中傷等のいじめの問題に対しても保護者への啓発を進めるため、PTA連合会や学校との研修会を開催し、意見交換会を行った。

【主要施策の方向】

児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動できるよう、学校における食に関する指導の充実に努め、健康の保持・増進を図り、心身の健全な育成を目指します。

(施策の取組状況)

(学務課・指導室)

①食に関する指導の充実

事務事業：小学校給食の充実(小学校給食事業、小学校給食におけるO-157等対策事業、学校給食施設維持管理事業、学校給食施設衛生管理事業、学校給食における地場産野菜活用事業、学校給食配送事業、学校給食施設整備事業)、中学校給食の充実(中学校給食事業、中学校給食におけるO-157等対策事業)

◎児童・生徒期は望ましい食習慣を形成する重要な時期であるため、教育活動全体を通して「食に関する教育」の充実に図った。食の指導は学校だけでなく、保護者にも伝えることが重要であることから、学校だけで周知するとともに、子校(給食配膳校)についても、親校(給食調理校)の栄養士による食指導を行った。また、学校給食において、安全で新鮮な「地場産農作物」を提供することは東久留米の産業を理解する意味からも重要であるため、積極的に地産地消にも取り組んだ。

◎市内の全小・中学校に食育に関する分掌や委員会を設け、その担当者を「食育リーダー」として任命した。各校が作成していなかった「食育全体計画」及び「食育年間指導計画」の作成等を、学校栄養士と連携した授業づくりを通して作成することができた。

《課題・評価》食に関する指導では保護者に対する周知や、栄養士を配置していない子校に対する指導を充実することなどは評価できる。また、「地場産農作物」を学校給食に活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深めることは食指導の充実として評価できる。

②小学校給食調理業務委託の推進

◎昭和60年1月、文部省(現文部科学省)から「学校給食業務の運営の合理化について」が各都道府県教育委員会あてに通知され、この中で、一定の条件のもと、地域の実情等に応じた適切な方法により、学校給食運営の合理化を推進するよう方針が示された。本市の学校給食は、昭和63年度に導入した親子調理方式を基本として取り組んできた。それから20年余りが経過し、行財政改革、定員適正化の観点から学校給食のあり方についても見直しをする必要があった。

以上のことから、将来にわたって安定的な調理体制を確立し、「食育の推進」を基本としながら学校給食の目標を達成するため、平成22年度より第七小学校に給食調理業務委託を導入

するため事務事業を進めた。

《課題・評価》第七小学校の給食調理については正規職員 3 名・正規代替の臨時職員 2 名で東京都の配置基準を満たしているが、職員が病気等の理由で欠けた場合、調理経験のある新たな臨時職員の即時雇用が難しく、安定した調理体制の確保が困難となるという課題があった。しかし、調理業務を委託することにより、何らかの理由で職員が欠けた場合でも、代替の職員が派遣されるため、安定した調理体制を確保できることは評価できる。

【主要施策の方向】

保護者は、子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①家庭教育への支援の充実

◎家庭教育事業として、「小学校入学を前に」(21年度:延べ12人、20年度:延べ15人)、「少年非行の現況について」(32人)、「親子で護身術!」(38人)、「子ども健康講座」(延べ3人)、「あなたが変わると子どもが変わる」(延べ45人)、「お菓子づくりに挑戦!」(延べ40人)、「あなたから、まわりの人々への発信 それが言葉です」(延べ40人)、「我が子との上手な付き合い方」(延べ22人)などの講座を開設した。

《課題・評価》現在の子育て世代の多くは、乳幼児を世話する体験が少なくなっているため、子育ての戸惑いや不安が多いという指摘がある。このため、保護者に対する学習の機会を設け、子育ての専門家の話を聞いたり、子育て仲間との情報交換の場を設けた。

【主要施策の方向】

学校クラブ・部活動の振興とともに、市民のスポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。また、本市が幹事となる「平成21年度市町村総合体育大会」の開催に向けた準備を進めます。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①体育施設の有効活用等の推進

事務事業:体育施設管理運営事業、体育施設維持管理事業、スポーツセンター管理運営事業、スポーツセンター維持管理事業、補助事業の充実(東京多摩国体準備委員会事業)

◎テニスコートや野球場・運動広場などの利用者数は27万1,159人(20年度28万4,944人、19年度26万7,205人)スポーツセンターの利用者数は37万2,559人(20年度36万2,521人、19年度34万823人)であった。

《課題・評価》スポーツセンターは指定管理者制度を平成18年度に導入し、利用者数が4年間で10万7,624人と順調に増加しているが、今後もさらに市民ニーズを踏まえた自主事業の拡大を図ることができるかが課題である。

◎東京多摩国体準備事業としては、準備委員会設立のための発起人会を発足した。準備委員会の設立は平成22年度となった。

《課題・評価》多くの市民の協力を求める形で準備委員会を立ち上げ、スポーツ振興と地域振興のための国体開催準備を推進する必要がある。

②スポーツ事業の充実

事務事業：教室事業の充実(スポーツ教室事業、オリンピックムーブメント事業)、
大会事業の充実(スポーツ大会事業、市町村総合体育大会参加支援事業)

◎スポーツ教室及びスポーツ大会事業では、体育協会委託事業のアクアフィットネス教室などで963人(20年度986人、19年度1,094人)、スポーツセンター指定管理者主催事業の水泳や太極拳、フラダンスなどの各種レッスンで6万349人(20年度5万4,797人、19年度5万2,075人)、メダリストやトップアスリートを招いたオリンピックムーブメント事業514人(20年度600人)、市町村総合体育大会への選手派遣131人(20年度136人、19年度150人)などに取り組んだ。また、30市町村の代表選手4,432人が出場した市町村総合体育大会の幹事市を務め、総合開・閉会式(表彰式)、軟式野球、水泳、柔道の3競技を本市で実施した。

《課題・評価》各種スポーツ事業は、体育指導委員や体育協会などと協議しながら普及・定着に努めている。今後は、スポーツに定期的に取り組むことのない市民に対し、気軽に取り組めるウォーキングやニュースポーツを紹介し、スポーツの楽しさを働きかけ健康・体力づくりを進めていくことが必要である。

③指導者や組織の育成の推進

事務事業：体育指導委員会運営事業、体育協会活動支援事業

◎体育指導員委員会ではニュースポーツデーを月1回、市民体力テストを年2回、ジョイフルファミリーウォーキング及びつなひき大会などの各種事業に通年で取り組んだ。

《課題・評価》体育指導委員はスポーツ事業の企画・立案、運営・協力など、さまざまな協力を得られるように委嘱している。市民体力テストについては、体力低下の現状を認識してもらえる施策としての成果が上がることを期待される。

◎体育協会では各種スポーツ大会への選手派遣380人(20年度402人、19年度427人)、国体等ジュニア育成3,059人(20年度3,224人、19年度2,552人)、学校部活動への指導者派遣52人(20年度75人、19年度88人)などに取り組んだ。

《課題・評価》体育協会はNPO法人格を取得後、組織及び業務、財務の改善・安定に努めている。また、委託しているスポーツ事業の実施及び屋外スポーツ施設の管理業務は安定した運営が図られている。今後は、初心者から選手指導までの各種指導者養成と競技力向上のためのシステム化が求められる。

基本方針 5

●基本方針 5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

【主要施策の方向】

地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。

(施策の取組状況)

(生涯学習課)

①市民の地域活動の推進

事務事業：社会教育委員活動の推進(社会教育委員の会議運営事業、社会教育のあらし作成事業)

◎社会教育委員(委員10人)の会議は、「生涯学習推進計画の策定について」を検討するために、年2回開催した。

《課題・評価》本市は平成21年度の東京都社会教育委員連絡協議会の会長市となったため、役員会(5回)、理事会(2回)、交流大会、定期総会の開催・運営の業務などのほか、平成22年度関東甲信静社会教育研究大会の準備・調整業務を行っている。このため、社会教育委員の会議の開催回数が減少している。

②学習の機会や場の充実

事務事業：社会教育関係指導者養成講座の充実(社会教育指導者養成事業)

◎青少年指導者養成講座として、「のびのびレク入門」(全13回・参加者17人)を開催した(20年度：全12回・22人、19年度：全12回・20人)。

《課題・評価》「青少年指導者養成講座」は、東京都が都下全域を対象に既に実施しているため、本市のように単独で実施しているところは少ない。このため、平成21年度の参加者には本年度で事業が終了することを周知し、講座を開催した。

③社会参加の仕組みなどの整備の推進

事務事業：社会教育関係団体への補助(文化協会活動支援事業)、社会教育主催者賠償責任保険の充実(主催者賠償責任保険事業)、社会参加事業の充実(生涯学習活動支援事業【成人式】)、野草園事業、自然観察会事業、こども神輿等貸出し事業、市民ギャラリー管理運営事業

◎文化協会活動支援(事業委託300万円)、主催者賠償責任保険100団体(20年度113団体、19年度103団体)、成人式751人(20年度757人、19年度783人)、野草園(21年度：月2回・208人、20年度：月2回・282人、19年度：月2回・331人)、こども神輿等の貸し出し8回(20年度10回、19年度11回)、市民ギャラリー運営29団体(20年度・19年度とも25団体)などを行った。

《課題・評価》生涯学習活動を通して市民の社会参加を一層促進させため、市民団体や生涯学習団体のニーズを踏まえた上で、それらの団体が活動の主体者となれるような支援体制が課題となっている。「行政主導」から「市民団体との協働」への転換が進展しつつある。

④生涯学習の振興の推進

事務事業：市民大学の活動の充実(市民大学運営委員会事業、市民大学・同大学短期コース等事業)

◎市民大学（運営委員10人・委員会10回）の中期コースでは「私たちの命を支える『食と農』」をテーマとして開催し、受講者報告書を作成した（受講者32人・全15回）。

※テーマは異なるが、中期コースの活動実績は20年度：33人・全15回、19年度：39人・全15回である。

◎「防災まちづくり学校」は受講者27人・全12回開催した（20年度：31人・全12回、19年度：33人・全10回）。

◎「市民大学短期コース」は講座数12・全35回、230人が参加した（20年度：講座数12・全32回・178人、19年度：講座数12・全10回・231人）。

《課題・評価》生涯学習に対する市民ニーズの多様化とともに、学習活動の運営主体としていかに市民が参加していくかが課題となっている。このような中、市民大学の中期コースでは、地域の特性を生かした農業生産活動や地産地消活動などをテーマとし、事例検討や講義を通じて、地域活動に参画できる機会の創出に取り組んでいる。また、防災まちづくり学校や短期コースでは、市民が学んだ成果を生かす場として活用されている。

【主要施策の方向】

地域住民が主体となり、学校内外における子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、学校や地域の教育活動への支援体制を充実します。

（施策の取組状況）

（指導室・生涯学習課）

①教育活動への支援の充実

事務事業：子ども体験塾委託事業

◎多摩島しょ子ども体験塾では「円筒はにわ作り」（21年度・20年度とも25人）、「フェスティバル」2,041人（20年度1,973人、19年度2,408人）、「自然・農村体験」（41人、1泊）、「世界トップクライマーとの交流」（54人）、「ハンドボールトッププレイヤーとの交流」169人（20年度126人）に取り組んだ。

《課題・評価》子どもたちがさまざまな年代の人たちと触れ合い、コミュニケーション能力を高めたり、社会のルールを学ぶ機会が少なくなっている。このため、子どもたちが実際の体験を通して社会性や自立性などを身につけ、さまざまな感性を磨けるよう事業に取り組んでいる。

※講座内容は年度によって異なり、20年度には「プロサッカープレイヤーとの交流」（133人）、「プロ卓球プレイヤーとの交流」（139人）、19年度には「水 Rocket 体験」（2

28人)、「自然体験」(57人、3泊)、「プロバスケットボールプレイヤーとの交流」(106人)、「プロクライマーとの交流」(209人)などの事業も行った。

【主要施策の方向】

学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し効率的な活用を図ります。

(施策の取組状況)

(総務課・生涯学習課)

①学校等の施設開放と活用の推進

◎野球・サッカー・バレーボール等を行うために地域のスポーツ団体などから申請を受け、小・中学校校庭及び体育館などの使用許可を行った。月曜日から土曜日までの許可件数は小学校666件・中学校154件であった(20年度:小学校697件・中学校118件、19年度:小学校568件・中学校176件)。許可場所別では小・中学校体育館の使用許可件数は243件(20年度268件、19年度246件)、学校校庭は352件(20年度369件、19年度257件)、教室は225件(20年度178件、19年度242件)である。

◎学校施設開放では、小・中学校17校で取り組んだ。

《①全体の課題・評価》子どもや成人の体力低下が指摘されているため、今後は学校施設等の利用者がさらに増加するよう関係団体との調整とともに、利用形態の見直し、施設の安全管理、成人の利用枠の確保などが求められる。しかし、成人の団体から学校施設等の開放の要望が増えているが、校庭等の施設が狭く、施設の安全管理、児童・生徒の安全の観点からも、成人の利用枠の確保は難しい状況である。学校校庭の使用許可件数は一昨年、112件の大幅増となった。21年度は17件の微減に留まった。

【主要施策の方向】

公民館や図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

(施策の取組状況)

(生涯学習課・図書館)

①公民館事業の活動の推進

事務事業:公民館事業委託(少年教育・家庭教育・障害教育事業の推進(障害者青年教室・障害者のつどい、市民自主企画講座)、市後援事業の推進(子どもまつり支援事業)、公民館運営審議会活動の充実(公民館運営審議会事業)、公民館施設管理事業の推進(公民館だより発行事業、公民館維持管理事業、公民館管理運営事業、公民館車両維持管理事業)

◎公民館の年間利用者数は延べ13万2,589人(20年度13万5,078人、19年度12万人)、少年教育事業130人・全10回(20年度・19年度とも32人・全17回)、家庭教育事業9講座・232人(20年度:5講座・181人、19年度:6講座・187

人)、障害者教育事業全14回・301人(20年度:全22回・944人、19年度:全22回・958人)、市民自主企画講座講師等派遣3講座・330人(20年度:5講座・532人、19年度:7講座・683人)、公民館運営審議会(21年度:全4回・委員12人、20年度・19年度とも全4回・12人)などに取り組んだ。

《課題・評価》公民館の講座等の企画・運営方法については、市民や市民団体のニーズが企画に一層反映され、市民団体等が運営の中心となれるよう実行委員会形式を推し進めている。また、講座や事業の一部は、市民団体で構成される文化協会への委託に取り組み、サービス向上と経費節減を図っている。

②生涯学習センターの開設に向けた取り組み

中央公民館の名称を「生涯学習センター」に変更するため、「中央公民館条例」を廃止し、平成22年4月1日に、「生涯学習センター条例」を制定(平成21年第1回市議会定例会で可決)した。生涯学習センターは指定管理者制度を導入するとしたため、指定管理者の公募を7月に行い、公募者8団体の中から、JN共同事業体を選定された。平成21年第4回市議会定例会で指定管理者の指定に関する議会の議決を得られたため、平成22年4月の開設に向けて準備を行った。

《課題・評価》公民館の講座等の企画・運営方法については、市民や市民団体のニーズが企画に一層反映され、市民団体等が運営の中心となるよう実行委員会形式を推し進めている。また、講座や事業の一部は市民団体から構成される文化協会への委託に取り組み、サービスの向上と経費の節減を図っている。

③図書館事業の充実

事務事業:ブックスタート事業、学校図書館支援事業、日本図書館協会参画事業、音訳テープ等作製事業、音訳テープ作成ボランティア養成講習会開催事業、東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業、図書館協議会運営事業、図書館施設維持管理事業、図書館車両管理事業、図書館文書交換業務事業、図書館資料・情報の提供事業、図書館広報事業、図書館児童向け事業、廃棄図書活用事業、東京都市町村立図書館長協議会参画事業

◎平成21年度の利用実績は利用点数91万5,610点(20年度96万7,842点、19年度93万2,889点)、登録者数3万7,607人(20年度3万8,050人、19年度3万9,104人)、市民一人当たりの利用点数8.0点(20年度8.4点、19年度8.2点)、資料の利用回転率1.9回(20年度2.1回、19年度2.0回)であった。平成21年度は緊急雇用創出事業を利用して、閉園した市立幼稚園からの移管資料の受け入れ、中央図書館の書庫整理とスペースの拡大を行った。

《課題・評価》平成21年度は中央図書館開館30周年事業、多摩六都図書館共通の利用者アンケートに取り組み、利用者のニーズの把握を行った。図書館では今後のあり方について検討をしている。西部地域センターの改修工事に伴い、滝山図書館が12月から3月まで休館し、わくわく健康プラザにおいて臨時窓口を設置した。資料所蔵のない窓口であったが予想を上回る利用があり、図書館利用の新たな形態として注目できる。全祝日開館が定着し、

利用者からは好評を得ている。平日の開館時間の延長の要望については、効果的な方法を検討したい。また、図書館の基本である蔵書の充実に引き続き取り組んでいく。

- ◎子ども読書活動推進計画に基づき児童向け事業、ボランティア育成事業、学校や児童関係団体への情報提供の事業を行った。中央図書館開館30周年事業として、中・高校生向けのブックリストの発行を行った。

《課題・評価》ブックスタートに始まる子育て支援事業は充実してきているが、小学校高学年から中高生に向けた読書推進活動は取り組みが弱い。今後は学校との連携を図り、子どもの参加も含めてこの年代への事業を強化したい。

- ◎一般向け事業としては中央図書館開館30周年記念事業として、地域資料の展示を行った。ボランティアによる一般向けのおはなし会を実施した。

《課題・評価》地域資料の収集は東久留米市立図書館の重要な責務である。ホームページでの情報発信なども行っているが、市史編纂の基礎資料となる文書や地域活動の資料など、積極的に収集し保存の体制を整えたい。読書活動や市民の交流の活動など、今後も地域とネットワークして発展させていく。

- ◎地域における活動としては、東久留米地域文庫親子読書連絡会との共催により、絵本展を実施した。

《課題・評価》東部図書館で実施している「よもうあそぼうかがくの本」の活動などにより、「科学の本の読み聞かせの会ほんとほんと」が平成21年度子ども読書活動優秀実践団体として文部科学大臣表彰を受けた。図書館と市民団体との協働の事例として評価できる。今後も、図書館事業での市民団体やボランティアとの協働を推進していきたい。

- ◎障害者サービス事業としては録音図書の整備、貸出、音訳講習会、宅配サービスなどを実施した。

《課題・評価》資料の提供は相互貸借を利用して行っている。全国の図書館や点字図書館と連携した体制が求められる。録音図書作製はデジタル化が進んでいるが、当市は未実施である。著作権法の改正に対応する録音図書作製、利用の仕様を整える必要がある。また、高齢者など視覚障害者以外の利用者の録音図書の利用などの要求が高まっており、サービス全体を見直す必要がある。

- ◎学校図書館支援事業については、学校の要望により整備の支援を行った。学習用の資料の団体貸出と配送を行った。

《課題・評価》学校図書館の蔵書のデータベース化の検討を行ったが、実現に至っていない。図書館の図書の団体貸出では、すべての学校の学習に必要な資料を賄えない現状がある。図書館は情報提供を強化し、学校の蔵書の充実に支援したい。学校図書館整備についても、ボランティアの育成を支援していく。

③郷土資料室の充実

事務事業：郷土資料室運営事業

- ◎郷土資料室（わくわく健康プラザ内）には文献資料室・資料整理室・歴史展示室などがあり、展示室は年間を通して一般公開を実施している。平成21年度の利用者は見学・資料閲覧・埋蔵文化財手続き、相談・問い合わせなどで2,629人であった（20年度：2,492人、

19年度：1,978人）。重要な文化財を集約したことにより、古文書・埋蔵文化財出土品等の整理が進み、新しい歴史事項が確認されるなど地域学習情報の提供に成果があった。その成果は「くるめの文化財」や「郷土資料室通信」等に掲載された。また、依頼により他の博物館企画展への収蔵品の貸出しを行い、連携や郷土資料室の広報を拡大した。

《課題・評価》歴史展示室では、郷土の歴史・生活文化の流れの中から論点を絞ったテーマを選んでいる。今後も来館者が増えるよう展示部門の工夫と情報提供の推進が課題となっている。文献資料室・資料整理室では収蔵資料の調査研究等に取り組みながら、歴史学・考古学及び民俗学の調査研究の報告と刊行を行っている。

【主要施策の方向】

芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。

（施策の取組状況）

（生涯学習課）

①市民参加交流の場

- ◎本事業では、春の祭典（21年度・20年度とも6,200人、19年度6,500人）、市民文化祭3万7,084人（20年度3万6,000人、19年度3万4,000人）などを行った。
- 《課題・評価》市民が文化・芸術活動に取り組んだ学習成果は舞台上で発表したり、仲間たちとの交流を通して技術や技芸を評価し、表現できる場の確保の推進が課題となっている。市民団体が主役となれる協働体制を推進するとともに、後継者の養成に取り組んでいる。

【主要施策の方向】

東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。

（施策の取組状況）

（生涯学習課）

①埋蔵文化財の調査と保護の推進

事務事業：埋蔵文化財調査報告書刊行事業

- ◎開発等に伴う埋蔵文化財保護の調整、試掘・確認調査を行った。宅地開発等に伴う相談件数は663件（20年度669件、19年度719件）、工事に伴う自由学園南遺跡の試掘調査1件（国庫補助事業）、市内遺跡の立会い調査2件を実施した。また、都立六仙公園整備に伴う発掘調査1件（経費東京都負担）や川岸遺跡・六仙遺跡等の取り扱いに関する調整及び調査支援を行った。

※20年度は宅地造成に伴う試掘調査2件・都立六仙公園整備に伴う試掘調査1件（いずれも国庫補助事業）、立会調査1件。19年度は造園工事に伴う確認発掘事業1件・都立六仙公園整備に伴う試掘調査1件（いずれも国庫補助事業）、立会調査3件。

《課題・評価》埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であるため、地域の埋蔵文化財の状況の適切な把握が大切であるが、的確な把握は容易ではない。このため、開発事業者等関係者に対して埋蔵文化財保護の趣旨を十分に説明し、理解と協力を進めている。

◎平成20年度に行った六仙遺跡第Ⅳ次調査区域の発掘調査に伴う出土品等の整理を行い、埋蔵文化財発掘調査報告書第36集「六仙遺跡Ⅳ」を発刊するとともに、これまでの埋蔵文化財出土品の再整理も併せて実施した。

《課題・評価》埋蔵文化財の保護は、発掘調査成果の公開や文化財保護施策の広報活動に積極的に取り組むことにより、広く市民の理解を得られやすい。関係資料については常時最新の状況を表示することに努めるとともに、記録保存については情報のデータベース化など機能的な方法の工夫に取り組んでいる。

②文化財の保存と活用の推進

事務事業：文化財展示・保存施設の充実(文化財施設管理事業)、市所蔵文化財の管理と整理の推進(文化財保存調査事業、埋蔵文化財保存事業)、補助金交付の充実(文化財修理補助事業、文化財保護団体支援事業)、文化財保護意識の普及の推進(文化財パンフレット刊行事業、文化財講座等普及事業、文化財資料集刊行事業、文化財出版物普及事業、文化財説明版設置事業、郷土芸能保存の支援事業)、文化財保護審議会の充実(文化財保護審議会の運営事業)

◎市所蔵文化財等の調査と記録の作成、明治～昭和初期行政文書の整理・調査、市民との協働作業による市内近世文書の再整理などを実施した。市内で確認されている文化財は8,741件で、指定文化財は東京都指定3件、市指定61件である。

《課題・評価》「文化財」は地域の歴史や文化を正しく理解し、将来の文化向上・発展の基礎となるものであるため、文化財の適切な保存管理と活用の推進が課題となっている。このため国庫補助事業の活用を図り、専門的機関との連携を図りながら、文化財の評価や公開、活用などに取り組んでいる。

◎文化財保管施設の管理、文化財説明板の設置・修繕、文化財の公開・企画事業である東京文化財ウィーク、多摩郷土誌フェア等の活用事業を実施するとともに、「くるめの文化財第25号」や「郷土資料室通信4～15」等を発刊し、市民への文化財の活用と普及を行った。

《課題・評価》文化財の保存に関する理解・協力を促進するため、記録映像等を活用し、無形の文化財の映像記録などの体系的な整理・活用に取り組んでいる。また、文化財を生かした地域づくりを推進するため、社会教育や学校教育を通じた文化財の学習活動、文化財の所有者が行う管理・修理等の支援に取り組んでいる。

6 平成21年度主要施策の点検及び評価に関する有識者からの意見

聖徳大学大学院教職研究科教授 宮下 英雄

はじめに

(1) 東久留米市教育委員会の教育目標、基本方針、施策の方向とそれに伴う事務事業の具体が一体的かつ総括的に一覧することができ、ネットワークが見える。更に、その取り組まれた事業の実施状況を事業推進担当所管ごとに分析評価され、成果と課題が把握できる。このことは事業計画を単に推進しているという意識ではなく、常によりよい事業の策定とよりよい事業の推進を目指している意識化にあると考えられる。まさに教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行に関してPDCA (Plan.Do.Check.Action) サイクルによる事務事業が適切に行われるよう努力していることが市民サイドからも理解できる。

(2) 過去の改訂にはなかった大きな法の改正、すなわち教育基本法の改正、学校教育法の改正という学習指導要領の大本になる法の改正を受けた今回の学習指導要領の改訂であり、その趣旨、背景、改正・改訂の内容をしっかりと受け止め、スムーズな移行が行われるよう更に努力が必要である。学習内容の移行・削除等においては法による措置期間がスタートした時期である。特に、学校教育法30条2項に小学校教育の目標が明確に掲げられている。その内容をキーワード的に読み取ると、「基礎的な知識技能の習得」「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力の育成」「学習に取り組む態度を養う」の3点を法によって明確にされている。また、中学校においては、小学校における教育の基礎の上に、普通教育を施すとある。このことは小学校教育、中学校教育の計9カ年を通して児童・生徒に培う資質・能力と態度を明確にされていると言うことを厳しく認識し、学校教育を推進することが求められている。このことに関連した事務事業の点検と評価をもっと強調する必要があると考えられる。

(3) 学習指導要領の改訂の時には毎回キャッチフレーズが付けられ、その時の特色的な内容が盛り込まれているが、今回の改訂には見あたらない。前回の改訂の時の「生きる力」の理念を変更せず、継承されている。「確かな学力」「豊かな人間性」「健康、体力」を総合的に育む「生きる力」の理念を重要とし、基本的な考えとして、その深化を目指していると考えられる。東久留米市教育委員会教育目標「自ら学び、知を創造する人間」「豊かな心と人間性を高めていく人間」「たくましく成長する人間」「粘り強く行動し、実現する人間」の4つの目標は、すべてがこの「生きる力」の目指す方向と一致している。各小学校、中学校の教育目標も「生きる力」の理念、東久留米市教育委員会教育目標との関連性を明確にした学校教育の取り組みを引き続き分かるように教育課程の編成と運営、実施に生かしていくことを期待する。

(4) そうすることによって各学校の教育活動が国の動向、東京都、東久留米市の動向、そして学校教育の場として、一つの線でつながれる。学校教育に直接携わる関係者(校長・副校長・教諭等)も教育行政の推進者であるという当事者意識の啓発につながる。

I 基本方針1 安全な学校と信頼される教育の確立とその主要施策について

(1) 新たな教育が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われることが不可欠であると言及され、かつ安全性と透明性の高い教育の推進を掲げている。このことは、教育を受ける者の「見たい、知りたい、分かりたい」という思いや願いに立つとともに、市民の期待と信頼の上に、協力・支援をしたいとい

う相互関係を構築することにつながる方針として評価される。また、教師一人ひとりが「分かる授業」「できる授業」「楽しい授業」を目指して教育活動を推進していることは、信頼される教育活動の必要十分な条件の具体化と考えられる。更なる授業の改善への努力を期待する。

(2) 学校教育の充実に向けた取り組みを進めるためには学校の主体性が尊重されることが基本であるが、主体性の根底には、教育委員会の教育目標・教育方針・施策の方向などを踏まえた各学校長の経営方針との一致が大切である。経営方針が絵に描いた餅であってはならない。一緒に餅をつき、一緒になって形を作り上げる作業が大切である。その作業を通して、温かさ、ぬくもり、柔らかさ、固さ、粘り、重さなどの状況をつかむことができる。教育課程編成の責任者としての情熱による特色づくりが一体化され、実施と運営によって実が稔ると考えられる。校長会、副校長会等との連携の強化を更に推進することが求められる。

(3) 特に、新しい教育課程が実施される法による移行措置期間内においては、その趣旨がスムーズに徹底されるように努力の積み重ねをするとともに、各学校の教育課程の編成に生かされなければならない。そのためには機会あるごとに国、東京都、東久留米市教育委員会の基本的な考え、方針を具体的に説明し、相互理解の上に、更に共通理解が行われるよう配慮することが重要である。また、教育課程の届け出などの説明会や相談会などを計画的に開催し、趣旨徹底を行うことを引き続き期待する。

(4) 「校長のリーダーシップの確立を図る」とあるが、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する義務と責任がある。当然ながら校長の職務である学校教育の管理、所属職員の管理を中核にし、所属職員の職務上、身分上の監督が行われることが経営の大前提である。しかし、学校教育の充実に向けて最先端で実践的に活躍しているのは当該学校の教職員であるという当事者意識をいかに高めるか、リーダーシップの質が問われる。校長の意を体した教職員の配置と教育行政の成果は、相互に補完し合い、信頼と期待の度数に現れる。

(5) 学校教育の透明性と開かれた学校の教育については、信頼される教育づくりへの眼に見える部分である。信頼される学校・教育活動であるためには分かる授業、できる授業、楽しい授業を目指した学校・教職員の努力の姿を、子どもの変容の姿から読み取ることができなければならない。その読み取りの一つが、地域、保護者による外部評価である。その意見や結果を真摯に受け止めながら、改善のための課題や問題点を明確にした努力が行われている。まさにPDCAサイクルによる教育の信頼度を高める努力の方向である。また、教育委員会会議録や教育委員会だよりなどを通して教育情報を積極的に学校、地域、市民に提供することに努める他、教育委員自身が機会あるごとに学校現場に直接出向き、学校の様子を見聞したり、各種の研修会などに参加されたりして、得られた知識や情報の交換、報告が行われている。このことは、教育の質を高め、求め合う現れであり、学校や市民に信頼と安心を託すことができる。教育委員のご努力に敬意を表する。

(6) 東久留米市小中学校特色ある学校づくり推進補助金交付により、各学校の創意を凝らした弾力的な教育課程の編成と、実施による特色ある教育活動が保護者や地域の協力を得て行われている。また、その活動の様子を「スクールフェスタ・イン・東久留米」にて広く市民に周知され、特色ある教育活動を一望にすることができる。また、活動の紹介にとどまることなく、活動そのものを他の学校に広く推進させる原動力にもなっていると考えられる。この活動は教育活動の計画的な実施、運営が行われている証拠である。教育活動は年間を通して、学期を通して、また月、

週を通して意図的、計画的に行わなければならない。各教職員からの「週の指導計画」の提出が100%である現状は、校長の指導力の発揮と教職員の教育者としての使命感と責任感の表れであり、日々の教育活動がしっかり行われていることを物語る数値である。極めて良好な状況である。この状況を引き続き継続する教師集団であることを期待する。

しかし、「週の指導計画」の提出率と「スクールフェスタ」から見る「生きる力」や学校教育法の改定による教育の目標との関連性、すなわち基礎的な知識、技術の習得とそれらを活用するための思考力、判断力、表現力などの育成に取り組んだ事例などの視点変更による構成も必要な時期にある。新しい学習指導要領の移行期であることから学校の授業の重点、保護者からの評価に基づく改善点などを明らかにしたPDCA的な構成が求められる。名称もお祭り気分、陽気が漂う催しというフェスタということから脱皮し、学校教育の質を求め合うことへの検討をしてみるとよい。合わせて教育委員会も一緒に参加し、先導的にパネル展示をしてみるのも効果的である。

(7) 信頼される教育の確立のために、様々な施策のもとに多くの事務事業が順調に行われ、多くの成果を積み重ねている。肯定的な評価の高いものについては、更なる事業の効率化を求めるとともに、見えにくい、意見の得られない事業については、声なき声を聴く場と機会を設けることも必要と考えられる。例えば、教育委員会の開催、保護者会の開催などを、時には、場所、時刻、曜日等を変更し、一般市民からの声を聴いたり、教育委員から現状報告をしたり、タウンミーティング的に開催してみるものの検討を期待する。

Ⅱ 基本方針2 確かな学力の育成とその主要施策について

(1) 時は知識基盤社会の時代にあり、グローバル化を加速している。このような状況の中において、「生きる力」をはぐくむことの重要性が強調されている。確かな学力は、「生きる力」に内在される資質・能力と考えられる。確かな学力とは知識や技能に加え、思考力・判断力・表現力をも含み、学習意欲を重視した、これからの子どもに求められる資質・能力である。自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質・能力である。この資質・能力を育成するには、分かる授業の展開が重要である。そのために、学習指導の工夫と改善の積み重ねと基礎的・基本的な学習事項の定着を確かなものにするための施策が求められ、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育の推進ができるよう施策に重点を置いている。この施策は確かな学力の育成のために必要な十分条件に値するものであり、充実かつ継続的な努力が期待される。日々の授業の積み重ねにおいてこそ確かな学力が育成されると考える。

(2) 教育公務員特例法第21条には「教育公務員は、その職責を遂行するために絶えず研究と修養に努めなければならない」とあるように、学習指導の工夫・改善への推進研究は、教師の専門職としての責務である。また、子どもや保護者は、「分かる授業」「できる授業」「楽しい授業」の展開を願っている。そのためには授業を相互に参観し合い、協議を重ねて、専門職としての授業づくりの達人を目指す努力を惜しみなく続けることが大切である。各学校においては、年間の研究テーマ設定のもとに研究授業を行い、校内研修を開催している。校内研修は、現職教育の一つの形態である。他の研修とは異なり、テーマや方法が身近であり、学校の実態に即して、直接日々の授業に役立つことができる。また、全教員を対象にしているので、教職員の資質の向上や教育目標の具現化に役立てることができる。その際、専門性の高い講師を招聘して、指導を仰ぎ、教育の動向と合わせながら、指導法の向上への努力が定着されている。また、教科別の授業改善研究会を開催し、教科の専門性に即した指導力の向上を図っている。団塊の世代の大量な退職と

ともに、今後10年間は新規採用教員の増加傾向にある今日は、教育の質への期待と不安とが対峙している。教育の質の確保のためには、良い教師を育てる努力が、今後とも組織的、計画的に行われることが極めて重要と考える。引き続き、研究授業、校内研修会等の活性化を期待したい。

(3) きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を推進する中で、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成やTT授業などによる取り組みは、学習意欲の向上と学力の向上に大きな成果をもたらしている。学力を支える生活リズム、体力の向上に向け努力している学校も見られるが、学力の向上との関連性については長期的な取り組みをするとともに、相関関係を統計的に把握する研究も進めることが必要である。これらのことについては、研究の成果を大いに期待したい。合わせて、小学校の朝学習における読書活動の普及率はすばらしい。このこととの相関関係についても研究の成果を期待したい。

(4) 新教育課程の改善すべき重点事項の一つに、科学技術の土台である理数教育の充実が求められている。そのことに関連して、理科支援員の配置や理科教育振興法に基づく、理科備品等の充実にかかわる予算が各教育委員会、各学校に措置されている。しかし、国の事業仕分けにより大幅な予算の削減を強いられている。ここで足踏みをしてはならない。技術革新が絶え間なく生まれる「知識基盤社会」の時代に生きる子どもたちにとっては、理数教育の国際的通用性が問われている。この機会に理科教育の充実を図ることを前向きに検討されることを期待する。新しい学習指導要領理科においては、新教材の導入が目立つ。移行措置期間の最終年度に向け、とりわけ理科教育の更なる充実した対策を講じることは緊急な課題であると考えます。

(5) 英語教育等の推進については、昭和60年代から、中学校にその当時ネイティブスピーカーとしてAET (Assistant English Teacher) の導入からの課題であり、English から Language に変え名称をALTに変更するなどの長い年月をかけた審議を経て外国語活動が新設された経緯がある。平成19年「英語が使える日本人の育成のための戦略構想」の中で行われた小学校の英語活動実施状況調査では、全国の約97%の学校が実施している結果が出された。東久留米市では、小学校1年生から英語活動支援講師を活用して全校で実施されている。前向きな取り組みが行われていることに高く評価するとともに、その成果を期待する。担任の指導力についての課題の解決等については、プロジェクトを編成して検討することが必要と考えられる。なお、指導員の格差については、人選の段階から教育研究会等と相互連携して検討する等の工夫が求められる。

Ⅲ 基本方針3 人権尊重及び社会貢献の精神の育成とその主要施策について

(1) 多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切に、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことを基本方針に掲げている。このことは、東久留米市民をはじめ東京都民、国民の願いであり、多様な人々と暮らし、相互に支え合う社会づくりの姿として評価できる。

(2) 人権教育の推進に当たっては教職員の人権感覚、人権意識を磨くことが極めて大切である。人権感覚、人権意識を高める研修会を管理職、初任者等の職層に応じて意図的、計画的に実施していることは、教育に従事する関係者の人間性、人間の価値にかかわる根本の資質・能力の形成につながる。そのことは、やがては、子どもの人権感覚、人権意識を高める。具体的な事例を通して学び合うことによって、自分では気付かなかった人権感覚を磨く機会として、継続を強く期待する。道徳授業地区公開講座、学校一斉公開日、学習発表会などの行事の公開を通して保護者、

P T A、市民にも広く参加を働きかけ、人権感覚、人権意識の啓発を図っている。この方策は学校、家庭、地域の人権教育に広がるのが期待できる。更なる継続と啓発の機会の更新を期待する。

IV 基本方針4 健やかな心と体の育成と主要施策について

(1) この基本方針には青少年の健全育成、思いやりや道德心の育成、スポーツを通じた体力づくり、生涯体育などに関する重要な内容を含んでいる。心と体の両側面からの充実と自己実現を目指す意欲や態度の育成への事業推進への努力が行われている。

(2) 道德教育、心の育成の推進については、道德教育の全体計画、年間指導計画に即して計画的に実践が行われている。道德教育の地区公開講座への参加者が少ない現状については、その要因がどこにあるのか、計画、内容、方法、実施等について意見を聴く会などを設けて対策を考える必要がある。また、同様な状況が近隣市にもあるといわれている。他市の教育委員会と連携をとりながら対策を探る必要がある。

(3) 体育・健康教育の充実のための自己の体力、運動機能を自覚するスポーツテストなどについては、自己評価、自己診断をもとに、自らの健康対策への意識を高めることに役立っている。このことは子どもだけでなく、大人を含めた一般市民にも広く周知していきたい。日常的にスポーツに取り組んでもらえるように市民体力テストを計画、実践されたことは大いに期待できる。定着までには課題克服への努力と時間がかかると考えられるが、継続することが大切である。

(4) いじめ0（ゼロ）、不登校0（ゼロ）の学校、非行防止については、子ども、保護者、市民の願いである。敏速な対応と早期発見・早期解決・未然防止については、関係機関と連携を密にし、引き続き指導の強化を期待したい。特に、いじめについては、適切な成長発達過程に心に大きなゆがみを残すことになる。「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で子どもを指導することが大切である。また、いじめを見抜く教師の感性を育てたい。非行防止、健全育成については、関係諸機関との連携が密に行われるよう、連絡会議などの定例化が大切と考えられる。継続を期待する。

V 基本方針5 生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進と主要施策について

(1) 地域の教育力の再構築、社会人の学び直し、社会参加への仕組みの整備など、市民の生涯学習への振興を図るための推進体制の確立、学校や地域の教育活動への支援体制の充実など、市民一人ひとりが、豊かな人生を送るとともに、生涯を通じて学び合うことが続けられるように様々な施策が検討されている。

(2) 学校内外における子どもたちの体験活動を支援する取り組みについて、地域住民が主体となって推進とあるが、推進に当たっては学校と連携を図り、教育効果の促進、安全対策等のきめ細かな話し合いが必要と考える。多摩島しょ子ども体験塾は様々な異年齢との出会いの場であり、体験を通して社会性や自立性を高める場となり、大きな成果を残している。事業の内容、推進の方策などについて学びあい、他の事業の活性化にしたい。

(3) 市民の誰もが気軽に運動に親しむことができるスポーツ・レクリエーション振興は、生涯にわたる健全な心と、たくましい体づくりに寄与する。市民スポーツ活動の支援にかかわる問題は、場の確保と提供と運営に伴う管理・諸経費である。その対策として市民の共有財産であるとの観点から学校施設等を開放し、効率的な活用を図るとある。しかし、学校の施設は学習のための施設であり、教育活動に支障をきたすことのないように慎重に推進することが望まれる。また、

利用者の増加傾向にあることからして、特定の団体が既得権かのように使用することのないように公平性を常に検討することが大切である。

（４）図書館事業の充実については、様々な充実への施策サービス・検討が行われている。蔵書の充実、地域資料の収集、全祝日開館、ブックスタートによる子育て支援、「よもうあそぼうかがくの本」活動、学校図書館支援、学習用資料の団体貸出と配送等を行い、利用者の視点に立った整備・活用利便、読書活動推進への支援、ボランティアとの協働等々についてのきめ細かな検討が積極的に行われ、多くの成果を残している。市民の利用、活用、要求、欲求への対応に愛を感じる。

十文字学園女子大学社会情報学部教授 橋本 ヒロ子

東久留米市教育委員会では、教育目標に沿って策定された五つの基本方針に基づく活動に積極的に取り組んでおられることを評価する。そのなかで、いくつか、気がついた点を中心に５つの基本方針に沿って、以下のようにまとめた。

基本方針１．安全な学校と信頼される教育の確立

学校経営

全校が学校教職員による内部評価や保護者・学校評議員による学校関係者評価を取り入れ、改善に取り組んでおられることを高く評価する。

子どもの安全確保の推進 p 7

「学校安全ボランティアについては、学校においては登録がなかったり、人数に差がある」との報告であるが、学校ボランティアの募集活動がどの程度積極的に行われているのか疑問に思った。団塊の世代が定年を迎え、ボランティア希望者は増えていることが予測されるからである。学校ボランティアに関する積極的な広報活動を望む。

教育環境の整備の促進 p 9～

小中学校校舎の耐震化が２校（うち１校は統合閉鎖予定）を除き完了したことを評価する。しかし、体育館は Is 値 0.7 未満の耐震化がまだ半分程度しかすすんでいないということである。今後とも耐震化工事のための予算化をして、耐震化工事を推進することが望まれる。児童生徒が体育館使用中に地震などの災害が発生する可能性もある。また、体育館は災害発生時の緊急避難場所になるので、耐震工事の遅れは地震などの災害に対応できないということになる。

公立の学校教育における理科などの教材は一般的に十分ではないといわれている。政府の交付金を活用して２１年、２２年と整備しておられるようであるが、市の予算も可能な限り充当する努力をして欲しい。理科離れの傾向のある児童生徒の理科への関心を高めるためにも、実験は重要な役割を果たすといわれている。また、共学校では、理科実験で女子生徒が遠慮をして中々イニシアティブを取れないため、理科に不得意になりやすいといわれている。そのため、意図的に女子がイニシアティブを取れるような方策も検討していただくことで、将来東久留米市の女子が理科の世界大会などに選抜される可能性もあるので、ぜひお願いしたい。

学校の授業公開に積極的に取り組んでおられることを評価する。 p11

中学校において、生徒による授業評価が20,21年度とも2校にとどまっている要因について調査が必要ではないか。調査方法によっては授業の改善につながる場合が多いため、生徒による授業評価を積極的に進めるべきである。 p12

キャリア教育の一環として、平成20年度からは3日以上の中学校の職場体験の推進をしているとあるが、すべての中学校で実施しているのか不明。すべての中学校が実施しているのであればそのことを書くべき。 p14

就学支援シートは任意とあるが、子どもの特性に応じた教育をするために、原則全員に作成するべきではないではないか p14

基本方針2. 確かな学力の育成

学習指導の工夫・改善の推進 p16

学習指導の工夫・改善をし、学力を図るための調査も実施されているとのことである。今後も一層その努力をしていただきたい。

伝統と文化の理解の推進 p17

国際理解教育の推進のために、市内在住外国人を学校に招聘して積極的な交流をされているとのことである。それを報告に入れたほうがよいのではないかとと思われる。

総合的な学習 p19

総合的な学習時間の削減が一部で問題になっている。しかし、総合的な学習とは、総合的な学習の時間だけでなく、社会、国語、算数などの科目の内容を関連付け、子どもたちに考えさせることで、可能になるはずである。特に、同一教員がこれらの教科を教える小学校ではそのような学習をさせることで、子どもたちの学習に対する関心を高めることができるのではないかとと思われる。

読書 p20

読書活動が子どもの学力や精神的な発達に大きな影響力を持っている事は周知のことであり、それを推進する学校司書の配置は検討段階で進んでいないことは望ましくない。

基本方針3. 人権尊重及び社会貢献の精神の育成

人権の問題では、在日外国人の割合が毎年増え、在日外国人に対する差別の問題も大きくなっている。特に日本人と結婚した外国人女性の家庭におけるDVや子育ての問題が見られる。人権教育の内容に、在日外国人問題も取り入れるようお願いしたい。

奉仕活動 p22

地域清掃活動をしている中学校数が増えないのは中学校の立地条件などによるものかもしれ

ない。地域の自治体と連携して共同で清掃・美化活動をすることも検討できないか。世代間交流も図ることが可能になる。

教育センター p23

教育センター研修室を利用した教員研修の回数が年々増加していることを評価する。

基本方針4．健やかな心と体の育成

心の教育 p24

「道徳授業」という名称だけで、引いてしまう保護者もいるかもしれない。親しみやすいような説明を入れたり、進め方も参加型にするなどさらに工夫をお願いしたい。

体力づくり p25

ファミリースポーツフェスティバルへの参加者が激減しているが、その要因にも触れたほうがよいのではないかな。

食育 p27

地場産農作物の活用、郷土食行事食などの提供は評価すべき、地域と連携して可能な限り推進してほしい。

家庭教育 p28

子ども健康講座は参加者が延べ3名と極めて少ない。ネーミングの工夫、座学ではなく参加者が問題意識を高められる参加者が参加する方式などもっと工夫すべきである。

基本方針5．生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進

市民大学 p31

市内の大学との連携による講座の開催にも言及した方がよいのではないかな。

資 料

東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価の実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条の規定に基づき、東久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況を点検及び評価するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

- 一 点検 個々の施策及び事業のこれまでの取り組み状況や成果について取りまとめることをいう。
- 二 評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取り組みの方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東久留米市教育委員会教育目標・基本方針、施策の方向」に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施方法)

第4条 点検及び評価は、前年度の主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取り組みの方向性を示すものとし、年1回実施する。

- 2 主要施策の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- 3 学識経験者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。
 - ア 「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - イ 「点検・評価に関する有識者」の任期は1年とする。

- 4 点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東久留米市議会へ提出するとともに、市民に公表する。

(委 任)

第5条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は平成20年11月1日から施行する。

平成21年度教育委員会における審議内容一覧

<定例会>

会議名 (開催日)	議案・主な報告等
第4回 (21.4.16)	【議案】①東久留米市奨学資金運営委員会委員の委嘱について 【報告】①平成21年度予算の概要について ②平成21年度指導室事業について ③平成 21 年度東久留米市就学援助費事務処理要綱について ④平成21年度東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱について ⑤中部地域小学校統合準備会(第2回目)の経過報告について ⑥東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑦竹林公園のタケノコ堀りについて ⑧郷土資料室通信について ⑨不審者への対応について ⑩交通安全教室について
第5回 (21.5.15)	【議案】①東久留米市教育委員会点検・評価に関する有識者の委嘱について ②東久留米市社会教育委員の委嘱について ③東久留米市公民館運営審議会委員の委嘱について ④東久留米市立小学校給食調理業務委託導入計画(案)について 【報告】①平成22年度中学校教科用図書の採択に関する日程について ②平成21年度児童・生徒数及び学級数について ③市町村総合体育大会の開催報告について ④中部地域(第八小学校)のその後の状況について ⑤東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑥教育委員会職員の人事異動について ⑦文部科学大臣賞の受賞について ⑧蔵書点検の結果について ⑨臨時市議会について ⑩新型インフルエンザについて
第6回 (21.6.18)	【議案】①東久留米市社会教育委員の委嘱について ②東久留米市公民館運営審議会委員の委嘱について 【報告】①平成21年度(平成20年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について ②平成 21 年度第2回市議会定例会について ③東久留米市立生涯学習センターの指定管理者公募要項について ④成人の日のつどいについて ⑤夏季休業中の指導室事業について ⑥中部地域(第八小学校)のその後の状況について ⑦東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑧教育委員会職員の人事異動について ⑨地域活性化公共投資臨時交付金・緊急雇用創出事業臨時特例補助金について ⑩小学校給食の業務委託に関する第七小学校の保護者への説明会について ⑪教科用図書の採択事務の進捗状況について
第7回 (21.7.27)	【議案】①東久留米市文化財保護審議会委員の委嘱について ②東久留米市公立学校教職員の任免の内申について 【報告】①南沢五丁目旧グラウンド跡地への大型商業施設出店に対する要望について ②教育委員会職員の人事異動について
第8回 (21.8.19)	【議案】①平成21年度(平成20年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について ②東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について ③平成22・23年度使用東久留米市立小中学校教科用図書の採択について ④平成22年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級用教科用図書の採択について ⑤東久留米市公民館運営審議会委員の委嘱について 【報告】①教育委員会事務局職員人事異動について ②第43回市町村総合体育大会の結果について ③第七小学校給食調理業務委託の保護者説明会について ④中部地域(第八小学校)のその

	後の状況について ⑤東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑥生涯学習センターの指定管理者の公募状況について ⑦新型インフルエンザについて
第9回 (21.9.14)	【議案】①東久留米市立学校医の委嘱について ②東久留米市公立学校教職員の任免について 【報告】 ①教育委員会事務局職員の人事異動について ②平成21年第3回市議会定例会について ③中部地域(第八小学校)のその後の状況について ④東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑤第三小学校停電事故の概要について ⑥第68回国民体育大会(平成25年度東京国体)について ⑦「全国学力・学習状況調査における個人情報保護についての意見書」について ⑧小学校給食の調理業務委託について ⑨本村小学校の安全対策について
第10回 (21.10.14)	【報告】①教職員の人事異動について ②平成22年度予算編成について ③平成21年第3回市議会定例会について ④東久留米市立生涯学習センターに係る指定管理者の第二次選定結果について ⑤指導室事業について ⑥中部地域(第八小学校)のその後の状況について ⑦東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑧新型インフルエンザについて
第11回 (21.11.5)	【議案】①東久留米市公民館運営審議会委員の委嘱について 【報告】①新型インフルエンザについて ②中部地域(第八小学校)のその後の状況について ③東部地域(第四小学校)のその後の状況について ④平成21年第4回市議会定例会について ⑤「(仮)野火止商業施設計画開設に伴う照会に対する回答」について ⑥東久留米市立生涯学習センター公募要項等について ⑦第4回小学校給食の調理業務委託の説明会について ⑧指導室の重点事業について
第12回 (21.12.10)	【議案】①東久留米市教育委員会職員の服務事故について 【報告】①平成21年第4回市議会定例会について ②第2回東久留米市学校給食運営協議会の会議報告について ③平成22年「成人の日のつどい」開催概要について ④新型インフルエンザについて ⑤小学校給食調理業務委託の進捗状況について ⑥中部地域(第八小学校)のその後の状況について ⑦東部地域(第四小学校)のその後の状況について ⑧平成22年度教育目標について ⑨中学生の東京駅伝東久留米市選手団の結団式について
第1回 (22.1.15)	【議案】①東久留米市奨学資金運営委員会委員の委嘱について ②東久留米市立図書館協議会委員の委嘱について ③東久留米市教職員互助会に関する条例を廃止する条例の制定依頼について ④東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について 【報告】①東久留米市教育委員会事務局職員の人事異動について ②平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について ③東京国体の準備状況について ④東久留米市立生涯学習センターの予約システムについて ⑤成人式の概要について ⑥新型インフルエンザの発生状況について ⑦小学校給食調理業務委託の進捗状況について ⑧中部地域(第八小学校)のその後の状況について ⑨東部地域(第四小学校)のその後の状況について

第2回 (22.2.8)	【議案】①東久留米市市立学校医等の委嘱について ②平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成 22 年度東久留米市教育委員会基本方針について ③東久留米市教育委員会処務規則の一部改正について ④東久留米市教育委員会事務決裁規程の一部改正について ⑤東久留米市教育委員会公印規程の一部改正について ⑥東久留米市公民館運営審議会規則の廃止について ⑦東久留米市体育指導委員に関する規則の一部改正について ⑧東久留米市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について ⑨東久留米市心身障害教育推進委員会設置に関する規則の一部改正について ⑩平成21年度東久留米市一般会計(教育費)3月補正予算(案)について 【報告】①東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアルについて ②中部地域(第八小学校)のその後の状況について ③東部地域(第四小学校)のその後の状況について
第3回 (22.3.2)	【議案】①東久留米市公立学校教職員の任免の内申について 【報告】①第1回市議会定例会について ②第68回国民体育大会東久留米市準備委員会設立発起人会の開催について ③生涯学習センター開館記念コンサートの実施について ④中部地域(第八小学校)のその後の状況について ⑤東部地域(第四小学校)のその後の状況について

※開催回数は「年」表記による。

<臨時会>

開催日	議案・主な報告等
第3回 (21.7.13)	【議案】①平成21年度東久留米市一般会計(教育費)7月補正予算(案)について 【報告】①東久留米市教育委員会事務局職員の人事異動について ②平成21年度(平成20年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書(案)について ③第八小学校の閉校に伴い、22年4月以降の第一小学校・第三小学校・第五小学校の新通学区域に関する説明会について ④第43回東京都市町村総合体育大会の開会式について ⑤小学校給食の調理業務委託の説明会について ⑥第一小学校体育館の改築工事にかかる追加議案について
第4回 (21.8.1)	【議案】①東久留米市教育委員会教育長の任命について
第5回 (21.10.9)	【議案】①東久留米市教育委員会委員長及び委員長職務代理者の選挙について ②議席の指定について ③東久留米市教育委員会事務局職員の任免について 【報告】 ①東久留米市教育委員会事務局職員の人事異動について
第6回 (21.10.21)	【議案】①平成21年度東久留米市一般会計(教育費)11 月補正予算(案)について ②東久留米市立生涯学習センター指定管理者の指定依頼について 【報告】①給食調理業務委託スケジュールの概要について ②新型インフルエンザについて ③平成21年度7月補正に係る事業の執行について

第1回 (22.2.2)	【議案】①平成22年度東久留米市一般会計(教育費)暫定予算(原案)について 【報告】①教育委員会事務局職員の人事異動について ②平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について ③給食臨時職員の休憩時間について ④給食調理業務受託業者の決定について
第2回 (22.3.11)	【議案】①平成22年度東久留米市一般会計(教育費)予算(原案)について
第3回 (22.3.30)	【議案】①東久留米市教育委員会職員の任免について ②充て指導主事の任免について ③東久留米市体育指導委員の委嘱について ④東部地域の小学校再編成(第四小学校の閉校)に向けた実施計画の策定について【報告】①東久留米市公立学校教職員の人事異動について ②第1回市議会定例会について ③平成22年度東久留米市予算(案)について ④中学生「東京駅伝」大会の報告について

※開催回数は「年」表記による。

<協議会>

開催日	件 名
第1回 (21.4.1)	【案件】①教育長・教育委員、校長会による顔合わせ
第1回 (22.1.5)	【案件】①平成22年度東久留米市教育委員会教育目標及び平成22年度東久留米市教育委員会基本方針について

※開催回数は「年」表記による。

平成21年度教育委員の活動概要一覧

<東京都市教育長会・東京都市町村教育委員会連合会・関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会>

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
東京都市町村教育委員会連合会第1回理事会(21.4.23 東京自治会館) ○東京都市町村教育委員会連合会第53回定期総会について、被表彰者の選考について、今後の事業予定について ほか
関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会(群馬大会)(21.5.22 群馬県桐生市市民文化会館) ○平成20年度事業報告・歳入歳出決算の承認について ○平成21年度事業計画(案)・予算(案)について ほか
東京都市町村教育委員会連合会第53回定期総会及び情報交換会(21.5.25 東京自治会館) ○平成20年度事業報告・歳入歳出決算の承認についてほか ○平成21年度事業計画(案)・歳入歳出予算(案)について ほか

東京都市教育長会研修会(21.7.23 東京自治会館) ○テーマ『科学』というお受験」。講師:作家の浅田次郎氏
東京都市町村教育委員会連合会第2回理事会・研修会(21.8.27 東京自治会館) ○テーマ:「多摩地区における健全育成」。講師:東京都多摩教育事務所指導課長の若林彰氏
東京都市町村教育委員会連合会管外視察研修(21.10.15~16、長野市・松本市) ○信濃教育会(長野市) ○旧開智学校(松本市) ○各市町村の教育課題・教育施策の取り組み事例の発表
東京都市町村教育委員会連合会第3ブロック研修会(21.10.29 西東京市・多摩六都科学館) ○テーマ:「子どもたちに伝えたい科学の視点」。講師:多摩六都科学館館長の高柳雄一氏
東京都市町村教育委員会連合会第3回理事会(22.1.15 東京自治会館) ○管外視察研修会(宿泊)について、ブロック別研修会について、22年度第54回定期総会及び第1回理事会について ほか
東京都市町村教育委員会連合会研修会(22.2.2 東京自治会館) ○テーマ:「ゆとり教育が教育に真に目指したものと、これからの教育のあり方」。講師:有馬朗人氏(元東京大学総長・元文部大臣)

<東京都教育委員会>

会議名(開催日、開催場所)
内容・視察先等
平成21年度教育施策連絡会(21.4.9 東京都庁) ○平成21年度の教育行政について、平成21年度教育施策の概要について

<学校による各種行事への教育委員の参加>

学校公開、学校一斉公開、運動会、展覧会・作品展、学習発表会、研究発表会、入学式、卒業式、下里小学校及び下里中学校30周年記念式典、ロードレース、第八小学校閉校式典など

<教育委員会による各種行事への教育委員の参加>

スクールフェスタ・イン・東久留米、学校一斉公開、東京都市町村総合体育大会開会式、社会を明るくする運動、市民文化祭、市表彰式典、小・中学校連合作品展・書写展、中学生東京駅伝大会など

＜教育目標＞ 教育は、伝統を継承し、新しい文化の創造と豊かな社会の実現を目指し、生命と個人の尊厳を重んじ、平和で民主的な国家及び社会の形成者として公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成と、わが国の歴史や文化を尊重し国際社会に生きる日本人の育成とを期して行われなければなりません。 東久留米市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法にのっとり、児童・生徒が人間性豊かに成長することを願うとともに、すべての市民がよりよく生きるための力を身に付け、生涯を通じ学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。 そして、教育は、家庭、学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して初めて成り立つとの認識の下、すべての市民が教育に参加することを目指し、東京都教育委員会及び他の区市町村教育委員会などと連携して、積極的に教育行政を推進していきます。				
--	--	--	--	--

1 自ら学び、知を創造する人間				
学ぶことの楽しさを知り、基礎・基本を習得し、それをもとに発想力や創造力を伸ばし、知を継承し創造できる人間を育てます。そのため、幅広い知識と教養、技能を身に付けるとともに、学ぶ意欲や、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、自らを律して行動し、よりよく問題解決をする資質や能力等を含めた「確かな学力」を育成します。				
基本方針1	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【安全な学校と信頼される教育の確立】 新たな改革が求められている21世紀の教育を推進するためには、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われる学校づくりが必要不可欠です。 そのために、地域の特性を踏まえ、効率的で透明性の高い開かれた学校経営、子どもたちが安全で安心して学べる環境の整備、時代及び社会の変化への感覚と問題意識を備えた教員の資質・能力の向上に努め、市民の期待にこたえる信頼される学校づくりを推進します。	1. 学校教育の充実にに向けた取り組みを進めるため、教育目標を踏まえた校長の経営方針に基づく学校経営の具現化に努め、校長のリーダーシップの確立を図ります。また、組織体として機能する学校づくりを推進するため、組織的な課題対応力の向上を図ります。	◎「主な事務事業」及び「番号」は市のＨＰで公表している「行政評価～平成21年行政評価」から用いています ◎「所管」は「指」が指導室、「学」が学務課、「生」が生涯学習課、「適」が学校適正化等担当、「総」が総務課、「図」が図書館です。		
	(1)学校経営の推進			
	①教職員の人事管理の推進	○教職員給与事務	12-03-11	指
	②教職員の健康の保持・増進	○教職員旅費支払事務	12-03-12	指
		○教職員健康診断事業(法定)	12-02-04	指
		○教職員健康診断事業(法定外)	12-02-05	指
	(2)児童・生徒等の就学の推進			
	①児童・生徒等の就学の推進	○小・中学校入学通知事務	12-08-09	学
		○小・中学校在籍者名簿管理事務	12-08-10	学
		○就学通知事務	12-08-11	学
		○指定学校変更事務	12-08-14	学
	②経済的負担の軽減	○就学援助事業	12-07-01	学
		○日本スポーツ振興センター保険加入事業(小・中学校)	12-07-02	学
	③課外活動クラブの充実			
	(3)信頼される教育の確立			
		○教育委員会会議開催事業	12-08-03	総
		○教育委員会報作成事業	12-08-06	総
		○教育委員会会議録作成事業	12-08-07	総
		○教育委員会交際事業	12-08-05	総
		○指導主事研修事業	12-03-06	指
		○学校間連絡事務	12-08-02	指
		○成績一覧表調査委員会事業(都指定)	12-01-08	指
		○教育長会参画事業	12-08-08	総
		○教育委員会連合会参画事業	12-08-04	総
		○教育関係団体負担金参画事業	12-03-14	総
	2. 子どもたちの安全確保及び学校の安全管理の徹底を期して、日常の安全管理及び安全指導を行うとともに、家庭・地域及び関係団体と連携した施策の充実に図り、安全・安心な学校づくりを推進します。			
	(1)子どもの安全確保の推進			
	①安全な通学の推進	○学校通学路指定事務	12-05-06	学
		○交通擁護員活動事業	12-05-07	学
	(2)学校の安全管理の推進			
	①学校施設の整備の推進	○東京都公立学校施設整備期成会参画事業	12-05-01	総
		○小・中学校改修・補修事業	12-05-03	総
		○小・中学校施設管理事業	12-05-04	総
	3. 「東久留米市立学校再編成計画」及び「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」を踏まえ、教育条件の整備を推進します。また、東部地域の学校統廃合については、「学校再編成計画」及び「基本プラン」を基本しながら進めます。さらに、学校体育館補強工事及び耐震補強実施計画など、教育施設の整備に努めます。			
	(1)機能的な学校づくりの推進			
	①学校の適正規模の推進	○学校再編成事業	12-05-05	適

	(2)教育環境の整備の推進	○小・中学校耐震補強事業	12-05-02	総
		○校庭芝生化事業(20年度から新規)	12-05-09	総
		○新学習指導要領に係る教材整備事業	12-05-10	総
		○ICT環境整備事業(21年度事業)	12-05-11	総
	4. 子どもたちの実態や保護者・地域の願いを踏まえ、各学校が創意工夫を凝らして多様で弾力的な教育課程を編成し、特色ある学校づくりを推進します。			
		○特色ある学校づくり推進事業	12-01-11	指
	(1)特色ある学校づくりの推進	○学校PRポスター事業	12-04-03	指
	5. 学校の自立的改革を進めるために、校長の指導の下、学校で「週の指導計画」を作成し、教育活動の計画・実施・評価を確実にを行い、教育課程の適正な編成・実施を図ります。			
	(1)教育課程の適正な運営	○学校運営事業(指導)	12-08-01	指
		○小・中学校移動教室事業	12-01-01	指
		○教科書採択事業	12-01-14	指
	6. 教員の意識改革を図り、授業改善に生かすため、年間指導計画や評価計画、評価規準などの公表を進めます。また、授業公開を積極的に実施するとともに、授業研究を通して校内研究会の充実を図ります。			
	(1)年間指導計画等の公表			
	(2)授業公開・校内研究会の充実	○東久留米市教育研究奨励事業	12-03-07	指
	7. 教員の授業改善及び指導力の向上を進めるため、人事考課やキャリアプランと連動した能力開発型の研修を行うなど、教員のライフステージに応じた校内及び校外研修の質的充実を図り、教員の資質・能力の向上に努めます。			
	(1)教職員の研修の充実	○教員研修事業(校内・校外)	12-03-03	指
		○教員指導力向上事業	12-03-04	指
		○教職員研修活動事業(都指定)	12-03-08	指
		○コンピュータ研修事業	12-03-05	指
		○生活・進路指導事業	12-02-03	指
		○コアサイエンスティーチャー事業	12-01-13	指
	8. 学校教育の充実のため、市内全学校における自己評価と学校評議員・保護者・地域住民などによる学校関係者評価を行い、教育委員会への報告のほか、市民への公表に努め、開かれた学校づくりを一層推進します。			
	(1)学校教育の公開・説明の推進	○教育要覧作成事業	12-04-01	指
	(2)開かれた学校づくりの推進			
	9. 障害のある子どもが個々の教育ニーズに応じた指導が受けられるよう、特別支援教育の充実を図るとともに、教育相談室や特別支援学校との連携を深めます。また、小学校・中学校に在籍する子どもの学習障害、注意欠陥／多動性障害、高機能自閉症などへの教育的対応の充実を図り、特別支援教育を円滑に進める体制の整備を推進します。			
	(1)特別支援教育の充実	○特別支援教育事業	12-06-01	指
		○特別支援学級校外学習事業	12-06-02	学
		○特別支援学級通学バス運行事業	12-06-03	学
		○特別支援学級宿泊学習事業	12-06-04	学
	(2)特別支援教育の推進	○特別支援対象児就学事業	12-08-15	学
		○就学指導委員研修事業	12-08-13	学
	10. 子どもの進路希望に応じたキャリア教育を充実するため、職場体験などにより、望ましい勤労観や職業観をはぐむとともに、ガイダンスの機能を高めます。 (1)キャリア教育の充実			
	11. 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、小学校就学前に適切な幼児教育を受けられることができるよう、家庭・幼稚園、保育園と小学校以降の教育との連携を強化し、小学校への円滑な連携に努めます。			
	(1)就学前の機関との連携	○就学支援シート活用事業	12-08-16	学
		○公立幼稚園保育料徴収事務	09-03-03	学
	12. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの校種間のつながりや学校間の連携を深めた教育の推進に努めます。 (1)学校間の連携の推進			
	13. 学校の教育活動に関する情報については、学校だよりやホームページによる公開などを通して広く市民に提供するとともに、個人情報については、東久留米市個人情報保護条例及び東久留米市情報公開条例に基づいて適正に取り扱います。 (1)学校情報の公開			

基本方針2	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【確かな学力の育成】 主体的に生き、社会の変化に柔軟に対応できるよう、子どもたち一人一人に幅広い知識と教養、技術を身に付けさせ、学習への意欲、思考力、判断力、表現力などの資質や能力を含めた「確かな学力」を育成することが求められます。 そのために、個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、言語活動を充実させ、新学習指導要領の移行期であることを踏まえ、基礎・基本が確実に理解・習得されるよう学習指導の工夫・改善を推進します。	1. わが国の発展に貢献し、国際社会の中で活躍する人材を育成するため、基礎・基本の確実な定着と確かな学力の育成をねらいとした「分かる授業」を展開するなど、学校において学習指導の工夫・改善を進めます。			
	(1)学習指導の工夫・改善の推進			
	2. 学力向上を図るための調査の結果を踏まえ、子どもたちの特性などに対応するため、全員一斉の授業の充実とともに、習熟の程度に応じた少人数学習集団の編成を進めるなど、きめ細かな指導や個に応じた多様な教育を一層推進します。			
	(1)子どもの特性に応じた多様な教育の推進	○日本語学習講座事業	12-01-07	指
	(2)少人数学習の推進	○学校教育サポート(生活指導員)事業	12-04-02	指
	(3)多様な教育の推進	○音楽鑑賞教室事業	12-01-04	指
		○連合音楽会事業	12-03-09	指
		○学力向上支援事業	12-01-09	指
		○社会科副読本作成事業	12-01-06	指
		○理科支援員等配置事業	12-01-12	指
		○副読本等に関する事業	12-01-10	指
		○連合作品展事業	12-03-10	指
	3. 世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てるため、日本の伝統と文化に関する教育を推進するとともに、ALTや地域の人材の協力を得て英語活動・英語教育などを推進し、国際社会を理解するための教育の充実に努めます。			
	(1)伝統と文化の理解の推進			
	(2)英語教育等の推進	○外国人による英語教育事業	12-01-05	指
		○小学校英語活動事業	12-01-02	指
	4. 子どもたちの学力の向上を目指し、学習習慣の定着を図るため、より積極的に家庭学習を展開するなど、学校と家庭が協働する取り組みを推進します。			
	(1)学校と家庭の協働の推進			
	5. 総合的な学習の時間の趣旨に即して、「学校としての全体計画」をもとに計画的に指導を実施し、取組内容の不断の検証を行うことにより、各学校において総合的な学習の時間の授業の教育効果の向上に努めます。			
	(1)総合的な学習の時間の充実			
	6. 情報化社会の進展に対応するため、情報活用能力を育成するとともに情報機器の活用に関する今日的課題に対し、規範意識の向上を図るため、情報モラル教育などを充実します。			
	(1)情報教育の充実	○教育活動支援事業	12-01-03	指
	7. 児童・生徒に進んで読書をする態度をはぐくむため、「東久留米市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努めます。			
	(1)子ども読書活動推進計画の推進	○ブックスタート事業	09-01-08	図

Ⅱ 豊かな心と人間性を高めていく人間

人権尊重の理念を正しく理解し、一人一人の生命を守り、自然や環境を大切にする心をもつとともに、社会生活を送る上で必要とされる道徳心と社会に積極的に貢献しようとする意識を備えた人間を育てます。

そのため、自立心、公正さ、責任感や思いやりの心、礼儀、豊かな情操を育成します。

基本方針3	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【人権尊重及び社会貢献の精神の育成】 多様な人々が共に暮らす東久留米市にあって、すべての人々が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を大切にし、社会生活の基本的ルールや思いやりの心を身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められます。 そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進します。	1. 人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、「東京都人権施策推進指針」などに基づき、人権教育を推進します。			
	(1)人権施策推進指針に示された、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題などの課題について、学校教育や社会教育などを通じて、人権教育を効果的に進めます。また、同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。			
	(2)相互に支え合う社会づくりを目指して、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことや人への思いやりが実際に行動につながるよう、社会体験や自然体験、交流活動などの学習の機会を充実します。			
	①人権教育の推進			
	2. 子どもたちが人権感覚を磨き、自他をいつくしみ生命を大切にするなど、人間性豊かに健やかに成長できるよう、学校、家庭及び地域の連携を図ります。			
	(1)豊かな人間性の育成	○人権尊重教育事業	12-02-01	指
		○人権尊重教育推進校事業	12-02-02	指

	3. 社会の一員としての自覚を高め、健全で豊かな心を育成することをねらいとして、地域や関係諸機関と連携し、奉仕活動などの様々な体験活動の充実を図ります。 (1)体験活動の充実			
	4. 東久留米市教育センターの事業を推進し、本市の教育相談室や学習適応教室の事業と教員の研修事業の一層の充実を図ります。また、東久留米市教育センターの人材の有効活用を図ります。			
	(1)教育センター事業の効果的展開	○教育センター維持管理事業	12-03-01	指
		○教育センター備品整備事業	12-03-12	指
	(2)教育センターの人材の有効活用			

Ⅲ．たくましく成長する人間 人間として創造的な活動をするために健やかな身体を養い、たくましく成長し、充実した人生を送る人間を育てます。そのため、健全な食生活の習慣を身に付けるとともに、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成します。				
基本方針4	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【健やかな心と体の育成】 すべての人々が健全な心の発達・成長とともに健やかな身体をはぐくむために、思いやりや道徳心などの人間性と、生涯を通じて積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、体力づくりへの意識の向上、及び食育や身体健康について理解を深めることが求められます。 そのために、心と体の教育を充実するとともに、自己実現を目指そうとする意欲、態度や自発的な精神を育成する教育を推進します。 また、人々が生涯を通じて、健康に関心をもち、自らスポーツに親しみ、体力づくりに積極的に取り組む機会の充実を図ります。	1. 子どもたちが、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付けるとともに、社会貢献の精神をはぐくむため、学校、家庭及び地域と連携して「心の教育」を推進します。 (1)学校における道徳教育を推進するため、全教育活動を通じて道徳性を高めるとともに、道徳の授業の充実を目指します。 (2)道徳授業地区公開講座などを全校で実施し、学校、家庭及び地域が子どもたちの心の育成について協議し、三者の連携を一層深めます。 ①道徳教育の推進 ②心の教育の推進			
	2. 学校では子どもたちの体力の現状を把握し、体育・健康教育の充実を図り、健康や体力づくりに関する意識を高め、健康を保持・増進する資質や能力をはぐくみます。また、体力の向上を目指し、学校、家庭及び地域が連携・協力して、市民の健康・体力づくり・食育を推進します。			
	(1)子どもたちの体育・健康教育の充実			
	①児童・生徒等の健康の保持・増進	○小・中学校定期健康診断事業	12-02-12	学
		○口腔衛生指導事業	12-02-14	学
		○小・中学校環境衛生管理事業	12-02-15	学
		○学校医等設置事業(小・中学校)	12-02-16	学
		○学校医等各種研究会事業	12-02-13	学
		○就学時健康診断事業	12-08-12	学
		○体力向上支援事業	12-02-10	指
		○スポーツ教育推進校事業	12-02-11	指
	(2)市民の健康・体力づくりの推進			
	3. いじめや不登校、非行などの子どもの多様な課題への対応の充実を図ります。 (1)「いじめ0(ゼロ)」「不登校0(ゼロ)」の学校を目指し、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めます。 (2)課題に迅速かつ的確に対応できる教員の育成に努め、学校における指導体制や相談機能を充実させ、教育相談室・学習適応教室・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の関係各機関と協力して課題の解決にあたります。			
	①いじめと不登校の対応の充実	○教育相談事業	12-02-06	指
		○不登校対策事業	12-02-08	指
		○全国適応指導教室連絡協議会参画事業	12-02-09	指
		○教育相談員報酬支払事務	12-03-11	指
		○スクールソーシャルワーカー活用事業	12-02-07	指
	②非行などの課題への対応の充実			
	4. 児童・生徒が健康について自ら考え判断し行動できるよう、学校における食に関する指導の充実に努め、健康の保持・増進を図り、心身の健全な育成を目指します。			
	(1)食に関する指導の充実			
	①小学校給食の充実	○小学校給食事業	12-02-17	学
		○小学校給食におけるO-157等対策事業	12-02-19	学
		○学校給食施設維持管理事業	12-02-21	学
		○学校給食施設衛生管理事業	12-02-22	学
		○学校給食における地場産野菜活用事業	12-02-23	学
		○学校給食配送事業	12-02-24	学
		○学校給食施設整備事業	12-02-25	学
	②中学校給食の充実	○中学校給食事業	12-02-18	学
		○中学校給食におけるO-157等対策事業	12-02-20	学

	5. 保護者は、子どもの教育に第一義的責任を有します。そのため、生活に必要な習慣を身に付け、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達が図れるよう家庭教育への支援を推進します。 (1)家庭教育への支援の充実			
	6. 学校クラブ・部活動の振興とともに、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、スポーツセンターなど体育施設の有効活用と効率的な運営、指導者や組織の育成、事業などの充実を図ります。 また、本市が幹事となる「平成21年度市町村総合体育大会」の開催に向けた準備を進めます。			
	(1)体育施設の有効活用等の推進	○体育施設管理運営事業	16-07-03	生
		○体育施設維持管理事業	16-07-04	生
		○スポーツセンター管理運営事業	16-07-01	生
		○スポーツセンター維持管理事業	16-07-02	生
	(2)スポーツ事業の充実			
	①教室事業の充実	○スポーツ教室事業	16-06-02	生
	②大会事業の充実	○市町村総合体育大会参加支援事業	16-07-05	生
		○スポーツ大会事業	16-06-03	生
	③補助事業の充実	○東京多摩国体準備委員会事業		
	(3)指導者や組織の育成の推進	○体育指導委員会運営事業	16-06-01	生
		○体育協会活動支援事業	16-06-04	生

Ⅳ 粘り強く行動し、実現する人間
生涯を通じて、常に自らが社会づくりの主体であるという自覚の下に、勇気、公共心をもち、何事にも挑戦し、目標を実現する人間を育てます。そのため、学んだことを生かす行動力や自己の能力を伸ばす努力を通して、自己実現を図る意欲や態度を育成します。

基本方針5	施策の方向	主な事務事業	番号	所管
【生涯学習の振興を目指した連携・協力の推進】 市民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送るため、生涯を通じて学び続けられるよう、教育の目的と生涯学習社会の確立を実現することが求められます。 そのために、家庭、地域及び学校が一体となって、互いの教育活動の状況について情報提供するなどの説明責任を果たし、生涯学習社会の構築に向けて、緊密な連携・協力を努めます。	1. 地域の教育力の再構築を目指し、市民が学習の成果を地域活動に生かすことができるよう、学習の機会や場、社会参加の仕組みなどの整備を行います。また、生涯学習関係機関との連携を密にし、市民の生涯学習の振興を図るための推進体制の確立を目指します。			
	(1)市民の地域活動の推進			
	①社会教育委員活動の推進	○社会教育委員の会議運営事業	19-04-01	生
		○社会教育のあらし作成事業	19-04-03	生
	(2)学習の機会や場の充実		19-02-02	生
	①社会教育関係指導者養成講座の充実	○社会教育指導者養成事業		
	(3)社会参加の仕組みなどの整備の推進			
	①社会教育関係団体への補助	○文化協会活動支援事業	19-02-01	生
	②社会教育主催者賠償責任保険の充実	○主催者賠償責任保険事業	19-02-04	生
	③社会参加事業の充実	○生涯学習活動支援事業(成人式)	個－73	生
		○野草園事業	19-01-01	生
		○自然観察会事業	19-01-02	生
		○こども神輿等貸し出し事業	11-02-04	生
		○市民ギャラリー管理運営事業	19-02-05	生
	(4)生涯学習の振興の推進			
	①市民大学の活動の充実	○市民大学運営委員会事業	19-04-02	生
		○市民大学・同短期コース等事業	19-01-04 ～05	生
	2. 地域住民が主体となり、学校内外における子どもたちの体験活動などを支援する取り組みを進めるなど、地域の人材の協力を得て、地域や学校の教育活動への支援体制を充実します。 (1)教育活動への支援の充実	○子ども体験塾委託事業	19-01-03	生
	3. 学校などの教育施設は市民の共有財産であるとの観点から、その施設及び機能を開放し効率的な活用を図ります。 (1)学校等の施設開放と活用の推進			
	4. 公民館や図書館、郷土資料室などを活用し、学習・交流の機会や情報の提供を図るとともに、生涯学習活動を支援して、家庭や地域の教育力の向上を図ります。 (1)公民館事業の活動の推進			
	①講座等事業委託	○公民館事業委託(少年教育・家庭教育・障害者青年教室・障害児のつどい・市民自主企画講座)	19-04-09	生
	②市後援事業の推進	○子どもまつり支援事業	19-04-05	生
	③公民館運営審議会活動の充実	○公民館運営審議会事業	19-04-04	生
	④公民館施設管理事業の推進	○公民館だより発行事業	19-04-05	生
		○公民館維持管理事業	19-04-06	生
		○公民館管理運営事業	19-04-07	生
		○公民館車両維持管理事業	19-04-08	生

	(2)図書館事業の充実	○図書館児童向け事業	19-04-17	図
		○学校図書館支援事業	19-04-20	図
		○廃棄図書活用事業	19-04-18	図
		○図書館資料・情報の提供事業	19-04-15	図
		○音訳テープ作成ボランティア養成講習会開催事業	19-03-03	図
		○音訳テープ等作製事業	19-01-07	図
		○東久留米地域文庫親子読書連絡会支援事業	19-04-10	図
		○図書館協議会運営事業	19-04-11	図
		○図書館施設維持管理事業	19-04-12	図
		○図書館車両管理事業	19-04-13	図
		○図書館文書交換業務事業	19-04-14	図
		○東京都市町村立図書館長協議会参画事業	19-04-19	図
		○図書館広報事業	19-04-16	図
		○日本図書館協会参画事業	19-01-06	図
	(3)郷土資料室の充実	○郷土資料室運営事業	20-03-04	生
	5. 芸術や伝統と文化などに親しみ、参加できる機会を提供するとともに、市民の文化の創造・交流の場の充実に努めます。			
	(1)市民交流の場の充実			
	6. 東久留米市に伝わる有形・無形の文化財の保護に努め、文化財の公開・活用を推進します。			
	(1)埋蔵文化財の調査と保護の推進	○埋蔵文化財調査報告書刊行事業	20-01-07	生
	(2)文化財の保存と活用の推進			
	①文化財展示・保存施設の充実	○文化財施設管理事業	20-01-03	生
	②市所蔵文化財の管理と整理の推進	○文化財保存調査事業	20-01-02	生
		○埋蔵文化財保存事業	20-01-04	生
	③補助金交付の充実	○文化財修理補助事業	20-01-06	生
		○文化財保護団体支援事業	19-02-03	生
	④文化財保護意識の普及の推進	○文化財パンフレット刊行事業	20-03-02	生
		○文化財講座等普及事業	20-03-03	生
		○文化財資料集刊行事業	20-03-01	生
		○文化財出版物普及事業	個－74	生
		○文化財説明版設置事業	20-01-05	生
		○郷土芸能保存の支援事業	20-02-01	生
	⑤文化財保護審議会の充実	○文化財保護審議会運営事業	20-01-01	生